

北海道教育推進計画

2023 年度～2027 年度
(令和 5 年度～令和 9 年度)



北海道教育委員会
HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

「北海道教育委員会ロゴマーク」

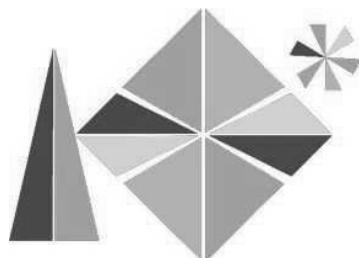
北海道教育委員会を国内外に広くPRするとともに、北海道教育委員会におけるグローバル人材育成に向けた取組のより一層の推進を図るためにシンボルとして、北海道、北海道教育委員会及び子どもたちを象徴的に表現するロゴマークを2021(令和3)年1月に制定し、北海道教育委員会の事務・事業や広報活動等において広く使用しています。.

(シンボルマークについて) .

北海道の形状を抽象化し、三角形で構成された3つの集合体により、左から順に「山」、「大地」、「島々」を表しています。.

「大地」の中心から各方向に伸びる白線は、世界に向けて開かれた北海道や、北海道教育委員会として子どもたちに身に付けてほしいと願う「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力」を象徴するとともに、雪の結晶(六花)を想起させ、北海道のイメージとして親しみのある雪や氷を表現している。さらに、右上の「島々」も、空から降る雪の結晶を連想させるよう配置しています。.

また、幾何学模様により「真摯さ」や「堅実さ」をイメージさせる一方、4つの色彩により、全体に温かく優しい印象を持たせている。色彩はそれぞれ、紺色が教育委員会の「誠実さ」や「知的さ」を、緑色が北海道の「雄大な山々・森林」や「癒しを与える優しさ」を、水色が「澄んだ空・海・川」や「爽やかさ」を、黄色が子どもたちの持つ「明るさ」や「親しみやすさ」、「好奇心」を象徴しています。.



**HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION**

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変わる中、従来の知識や経験だけでは解を見いだすことが難しい時代となっており、こうした変化の激しい時代にあって、子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要であり、教育機関には、そのために必要な資質・能力を育んでもいくことが求められています。

こうした中、北海道教育委員会では、次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を身につけることができるよう、「自立」と「共生」の理念の下、「北海道教育推進計画」を策定し、各般の施策を進めてきました。

この度、新たな計画の策定に当たり、環境問題をはじめ世界規模の課題が進行する中、本道教育において SDGs・ESD を推進することにより、子どもたちが持続可能な社会の創り手として成長することや、GIGA スクール構想の下で急速に進んだ ICT の活用により、子どもたちの特性・環境等に応じた教育の実現や学校における働き方改革、関係者間の連携強化など、学びの環境がより一層充実することを目指すこととしました。

こうした考え方に基づき、令和5年度から5年間の本道の教育施策の方向性を示すため、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」、「地域と歩む持続可能な教育の実現」を柱とする本計画を策定したところであり、今後は学校・家庭・地域・行政による連携をこれまで以上に深めながら、本道教育の充実に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり御協力いただきました北海道教育推進会議委員各位をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました道民の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

2023(令和5)年3月

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

目 次

第1章 教育計画の策定について

1

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の期間
4. 計画の構成
5. 計画の推進と管理

第2章 北海道の現状と課題

3

1. 社会情勢の変化
 - (1)人口減少社会の到来-----3
 - (2)Society5.0 の到来-----4
 - (3)グローバル化の進展-----4
 - (4)新型コロナウイルス感染症拡大による影響-----5
2. 子どもたちや教育の現状
 - (1)SDGs・ESD の推進-----6
 - (2)幼児教育-----7
 - (3)学力-----8
 - (4)特別支援教育-----10
 - (5)キャリア教育-----11
 - (6)体力・運動能力や健康教育-----11
 - (7)道徳教育-----12
 - (8)国際理解教育-----13
 - (9)ICT の活用-----14
 - (10)いじめ・不登校-----15
 - (11)学校や教員を取り巻く状況-----17
 - (12)学びのセーフティネット-----19
 - (13)学校と地域の連携-----20
 - (14)生涯学習・社会教育-----22
 - (15)安全・安心な教育環境-----23
 - (16)芸術文化活動-----24

第3章 北海道が目指す教育の基本理念

25

基本理念

1. 施策の体系
2. 体系図
3. ページ構成

施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

1. SDGs・ESDの推進	29
2. 幼児教育の充実	31
3. 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）	33
4. 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）	35
5. 特別支援教育の推進	37
6. STEAM教育の推進	39
7. キャリア教育の充実	41
8. 体力・運動能力の向上	43
9. 健康教育・食育の充実	45
10. 道徳教育の充実	47
11. ふるさと教育の充実	49
12. グローバル人材の育成	51

施策の柱2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

13. ICTの活用推進	53
14. いじめ防止の取組の充実	55
15. 不登校児童生徒への支援の充実	57
16. 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進	59
17. 働き方改革の推進	61
18. 学びのセーフティネットの構築	63

施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

19. 地域と学校の連携・協働の推進	65
20. 生涯学習・社会教育の振興	67
21. 安全・安心な教育環境の構築	69
22. 芸術文化活動の推進	71

SDGsの掲げる17の目標	74
推進指標一覧	75
北海道教育推進計画策定経過	79
北海道教育推進会議(委員名簿、条例)	80

【第1章】

教育計画の策定について

第1章 教育計画の策定について

1 計画策定の趣旨

北海道教育委員会では、中長期的な展望に立って教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、1976(昭和 51)年以降、数次にわたって長期的な教育計画を策定してきました。

2006(平成 18)年 10 月に本道が目指す教育の基本的な理念や目標などを示した「北海道教育ビジョン」を策定して以降、その実現に向けて、時代の潮流や教育における今日的課題に対応する教育計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。

本計画は、この理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向け、2023(令和 5)年度以降の北海道が目指す教育の全体像を示しています。

2 計画の性格

- ◇ 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、教育振興のための施策に関する基本的計画
- ◇ 「北海道総合計画(2021 改訂版)」が示す施策の方向に沿って策定する教育の特定分野別計画
- ◇ 知事が定める道の教育、学術及び文化の振興に関する「北海道総合教育大綱(2020(令和 2)年 3 月策定)」を踏まえて策定
- ◇ 2015(平成 27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」や 2002(平成 14)年に日本が提唱しユネスコ主導で国際的に推進してきた「持続可能な開発のための教育(ESD)」の理念に合致する計画

3 計画の期間

2023(令和 5)年度から 2027(令和 9)年度までの 5 年間

4 計画の構成

全体を 4 章構成とし、本道教育の現状・課題等を示した上で、本道が目指す教育の基本理念や教育施策の方向性、主な取組を示しています。

第1章 《教育計画の策定について》

本計画策定の趣旨や性格等を明示

第2章 《北海道の現状と課題》

本道教育を取り巻く社会情勢の変化、子どもたちや教育の現状と課題を整理

第3章 《北海道が目指す教育の基本理念》

本道教育が目指す基本理念を明示

第4章 《施策》

基本理念を実現するための教育施策を体系化し、各施策の方向性や主な取組、推進指標を明示

5 計画の推進と管理

現在の複雑化、多様化する教育課題に対応するためには、知事部局・警察等の関係機関や国・市町村などの行政機関、教育関係者をはじめ、地域や保護者など全ての道民と連携・協働して、本道教育を推進していく必要があります。このため、本計画を通じて、教育課題の共有や連携した取組の充実を図るとともに、施策の推進状況を確認・把握しながら着実に本計画を推進します。

(1) 計画の普及啓発や広報広聴活動の充実

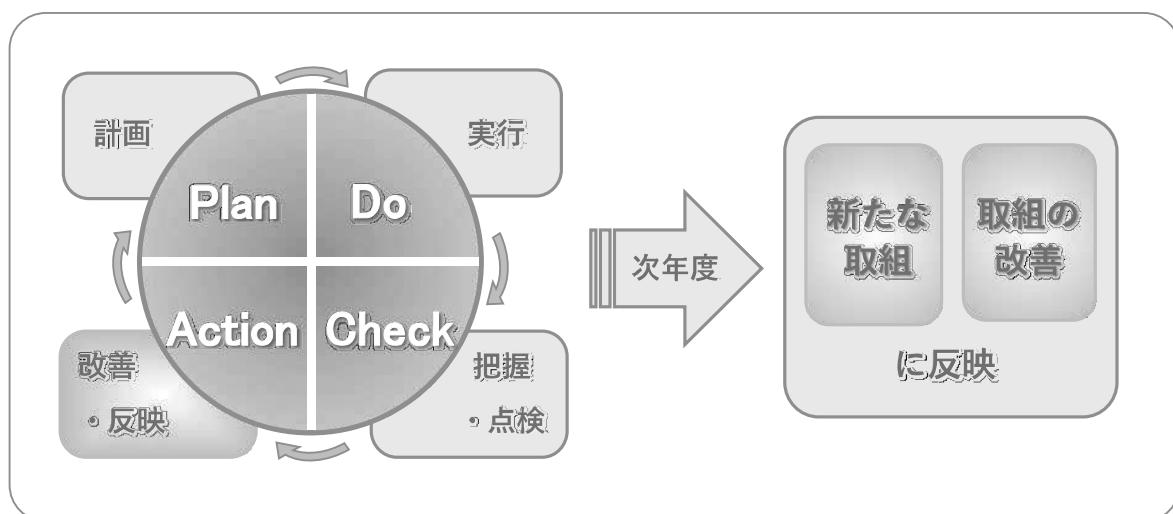
- ◇ 学校・家庭・地域・市町村・教育機関等へ、北海道教育委員会のホームページや各種広報誌などを活用し、様々な機会を通じて本計画を普及啓発
- ◇ パブリックコメントによる道民意見の聴取等を通じて、様々な要望や意見を把握

(2) 知事部局や市町村等との連携・支援

- ◇ 知事と教育委員会が、教育政策に関する事項を協議・調整する総合教育会議を活用するなど、知事部局との連携を十分に図り、総合的に施策を推進
- ◇ 道民に最も身近な市町村の主体性を尊重しつつ、市町村と道の役割分担を踏まえながら、相互に連携して施策を推進
- ◇ 特色ある教育により本道教育の一翼を担う私立学校について、教育活動が一層促進されるよう、私立学校教員の資質向上や教育活動の充実に向けた取組を支援

(3) 計画の進捗管理

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識者や保護者等で構成する「北海道教育推進会議」において、北海道教育委員会の活動全般に対する点検・評価を毎年度実施し、その結果を広く道民に公表
- ◇ PDCAサイクルのマネジメントによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開



【第2章】

北海道の現状と課題

第2章 北海道の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来

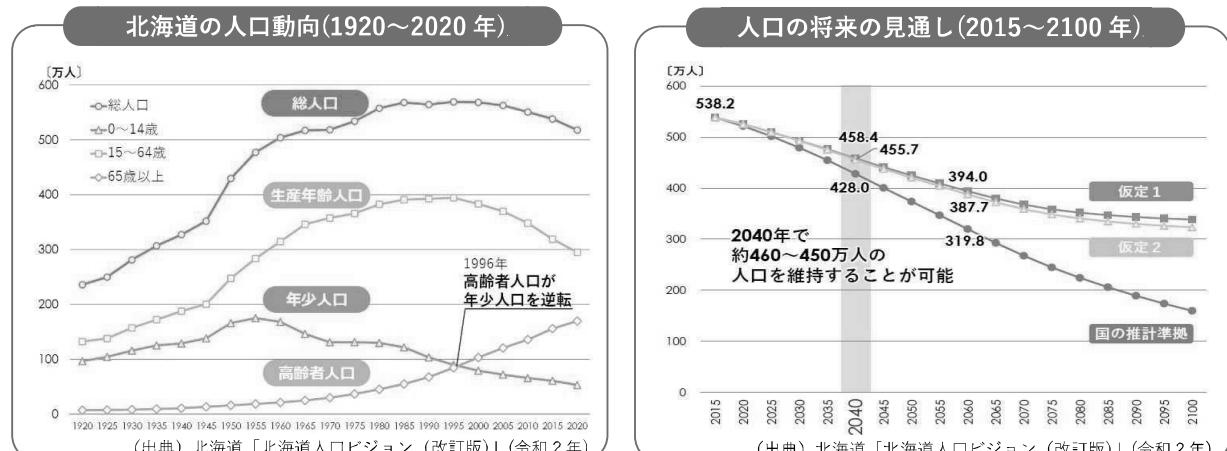
本道の総人口は、1997(平成9)年の約570万人をピークに、2020(令和2)年現在では約523万人となり、全国を上回るスピードで減少が進んでいるほか、生産年齢人口が減るとともに高齢者人口と年少人口が逆転(1996(平成8)年)するなど、少子高齢化が大きく進行しています。

「北海道人口ビジョン(改訂版)」によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考とした20年後の2040(令和22)年の人口は、有効な人口減少対策を講じない場合は約428万人、対策を講じた場合は450~460万人に維持される見通しとなっています。

また、道内市町村の人口減少の状況を推計すると、約7割弱の市町村で高齢者・年少・生産年齢人口が減少し、小規模な市町村ほど人口減少の割合が大きいと見込まれています。

こうした人口構造の変化により、労働力の減少をはじめ、地域産業を支える担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下、さらには税収減・社会保障費の負担増による財政の制約など、住民生活に様々な影響が生じるとともに、社会の活力が失われていく状況が危惧されます。

とりわけ年少人口の減少は、地域の維持や発展、ひいては本道の将来を考える上で極めて憂慮すべき課題であり、子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、子どもたち一人一人の個性や能力を伸長するための教育を充実すること、言わば「人材育成」から「人財育成」へと転換していくことが求められています。

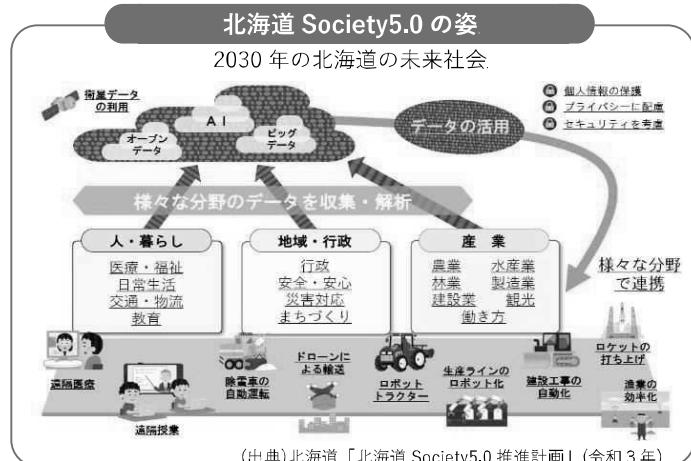


(2) Society5.0 の到来

国においては、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる取組を進めています。

本道においても、人口減少や少子高齢化に伴い人手不足や医療・福祉・交通・教育の確保などの課題が顕在化しています。また、広域分散型で小規模自治体が多いといった地域特性を有する中で、利便性や効率性、持続可能性等を考慮した場合、これまで当たり前と考えられてきた業務や習慣について、デジタル化を前提に見直すデジタル・トランスフォーメーション*や、新たなテクノロジーを活用して課題解決を図ることの重要性が高まっています。

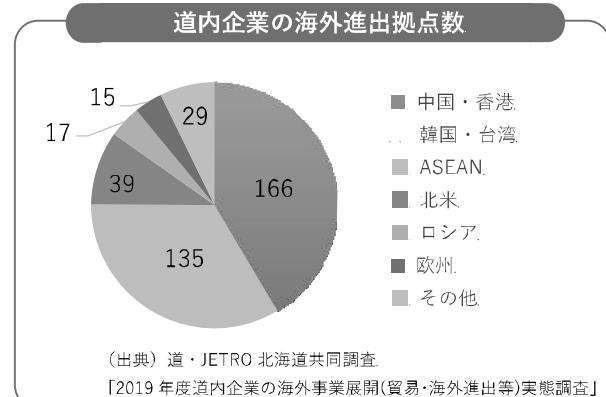
こうした社会では、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力などの基礎的学力や、情報を取捨選択し読み取るなどの情報活用能力を習得し、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造する人材の育成に向けた教育が重要です。



(3) グローバル化の進展

情報技術の革新や交通網の発達に伴い、一地域の事象等が国境等を超えて世界全体に影響を及ぼすいわゆるグローバル化の流れが加速しています。

近年の本道においては、海外からの観光客の増加や企業の海外進出が広がりを見せるなど社会経済の発展に資する効果があった一方、新型コロナウイルス感染症の影響が多方面に及び、コミュニケーションの手段として時間と距離を問わないICTの活用が国内外で加速度的に普及するなど、様々な側面でグローバリゼーションが進展しました。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増大していることから、グローバル化に対応した行動計画として



「持続可能な開発目標(SDGs*)」が国連で採択されるなど、持続可能な社会づくりに向けた取組が

●Internet of Things(IoT)

「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

●デジタル・トランスフォーメーション

将来的成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出したり、柔軟に変更すること。

●SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

世界規模で進められています。

このような社会においては、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら柔軟に対応するとともに、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持つ人材を育成することが重要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大する中、道内では、2020(令和2)年1月に初めて感染者が確認されて以降、児童生徒や教職員の感染が相次ぎ、その後、道内の全ての学校が臨時休業となり、さらに、国の求めによる全国一斉の臨時休業措置が講じられ、それ以後数次にわたり臨時休業措置が延長されるなど、学校の教育活動に大きな影響が生じる状況となりました。

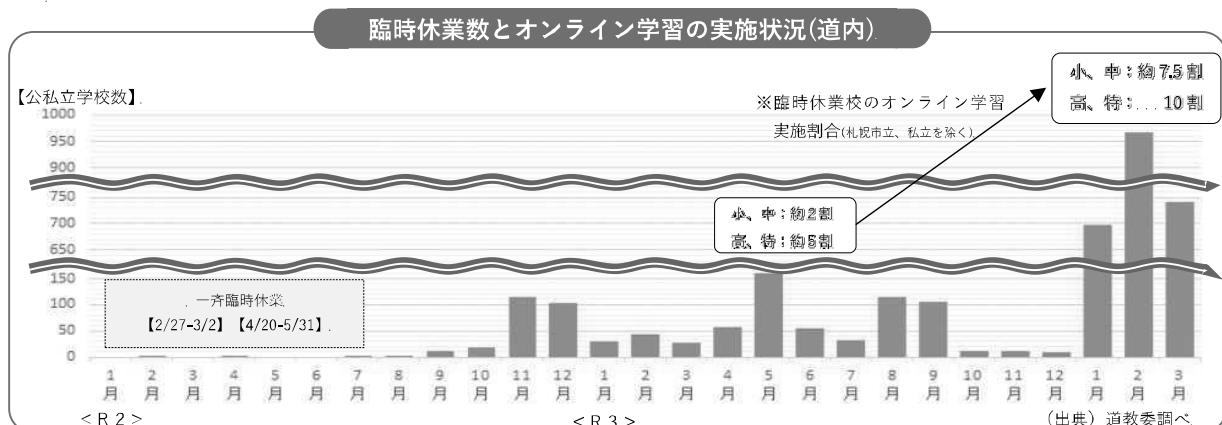
この間、各学校においては、授業をはじめ行事や部活動等を例年どおり行うことができない中、臨時休業期間中に家庭と連携しながら自宅で取り組む学習課題の提供や、心身の健康状態や家庭での学習状況を把握するための登校日を設定するなどして、児童生徒の学びの保障に努めてきたところです。

また、各学校や行政機関等において、家庭学習に活用できる教材や動画等を配信するなどして児童生徒の学びを支援したほか、国が1人1台端末整備計画を前倒しして実施したこと等により、学校におけるICT環境の充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習など、ICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化する結果をもたらしました。

こうした状況の中で、児童生徒が長期にわたって登校できないという事態は、学校が学習機会や学力の保障のみならず、人と安全・安心につながることができる居場所として、身体的・精神的な健康を保障するという役割も担っていることや、教職員と児童生徒が教室に集い、関わり合いながら成長するとの価値や意義、学校内外での社会体験・自然体験活動や地域との交流など、オンラインでは代替できない実体験の必要性を再認識する機会となったところです。

今後は、こうした教育を取り巻く環境の変化に対応してきた経験を活かし、感染防止対策や子どもたちの心身のケアに適切に対応しつつ、社会のニーズに応えるものとなる教育の充実を図るとともに、新たな感染症の流行や自然災害など不測の事態に直面しても、子どもたちの学びを確実に保障できる環境を構築することが必要です。

また、こうした予測困難な時代に対応できるよう、目の前の事象から解決すべき課題を見いだし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導くことができる力を育成していくことが重要です。



2 子どもたちや教育の現状

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展、産業構造の変化、経済格差の拡大や二極化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見いだすことが難しい時代となっています。

子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう、国や市町村、関係機関等と一体となりながら、各般の施策を推進していく必要があります。

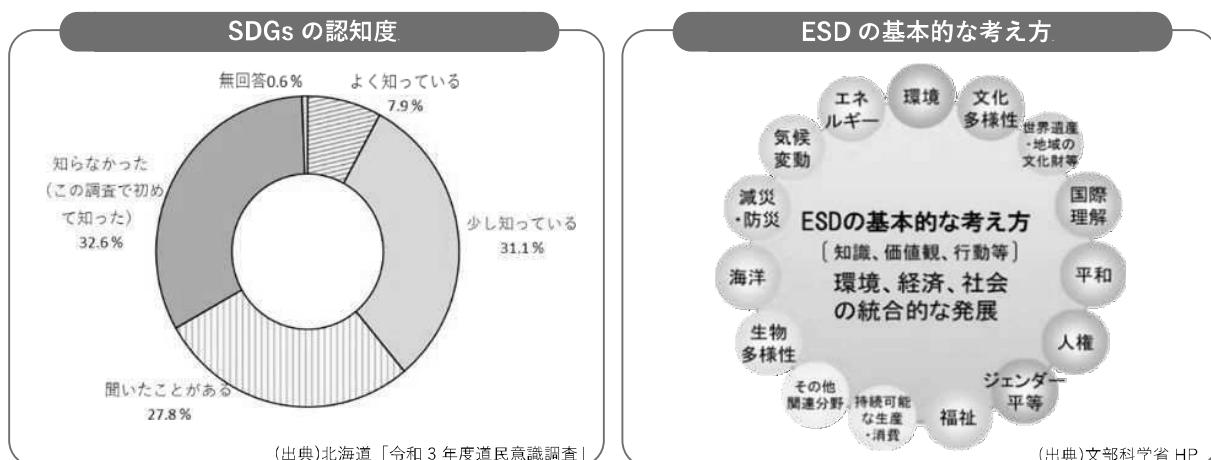
(1) SDGs・ESDの推進

施策1
P29

現在、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など人類の開発活動に起因する様々な地球規模の問題があります。これらの問題を解決するため、世界の共通目標として掲げられたSDGsを本道においても一層推進し、将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、自らの意識を変革し行動する必要があります。

ESDとは、このSDGsの達成に向けて、あらゆる教育活動を通じて習得された知識、技能、価値観を行動変容に活かすことにつなげる教育のことです。学習指導要領においても、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

道民のSDGs認知度については、意識調査(2021(令和3)年11月)において約3割が「知らなかった」と回答しており、十分に理念等が浸透していないことから、学校教育にとどまらず社会教育や生涯学習を含めたあらゆる場面での教育活動において、SDGs実現の鍵となる教育=ESDを推進し、持続可能な社会の実現を目指すことが必要です。



(2) 幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としています。

このため全ての幼児に、格差をつくることなく学びや生活の基盤を保障していくため、公立・私立の別や幼稚園、認定こども園、保育所などの施設類型を超え、共通の視点を持って質の高い幼児教育を実現していくことが重要です。

本道においては、幼児教育施設を複数持たない小規模な自治体が多く、保育者が他の幼児教育施設と日常的に交流し学び合う機会が少ないなど研修や助言を受けることが難しいことに加え、公立・私立の別や幼稚園、認定こども園、保育所など施設の違いにより地域の幼児教育施設と小学校の接続・連携の取組に差があり、幼児教育と小学校教育との連携や円滑な接続が十分とはいえない状況にあります。

また、3世代世帯の減少等、地域社会の変化や家庭環境の多様化により、子育てについての悩みを身近に相談できる相手がいないなどの家庭教育を行う上での課題を踏まえ、地域全体で幼児期の家庭教育を支える体制の構築が必要です。

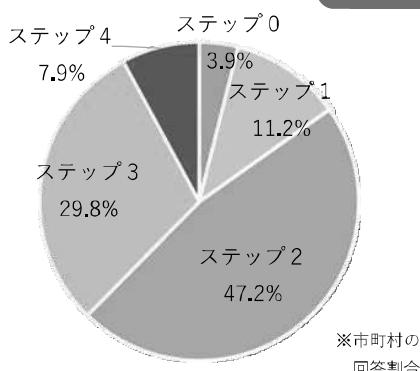
そのため、全ての道民が「幼児教育の重要性」や「幼児教育と小学校教育の連携・接続の意義」を理解し共有する社会の実現に向けた取組を一層充実させ、幼児が、主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、健やかに成長できる環境をつくることが必要です。

所在幼児教育施設数別の道内自治体数



(出典) 令和4年度道教委調べ

幼児教育と小学校教育の連携・接続状況



ステップ0	連携の予定・計画がまだない。
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について実施結果を踏まえ、更によいものとなるよう検討が行われている。

(出典) 令和4年度道教委調べ

(3) 学力

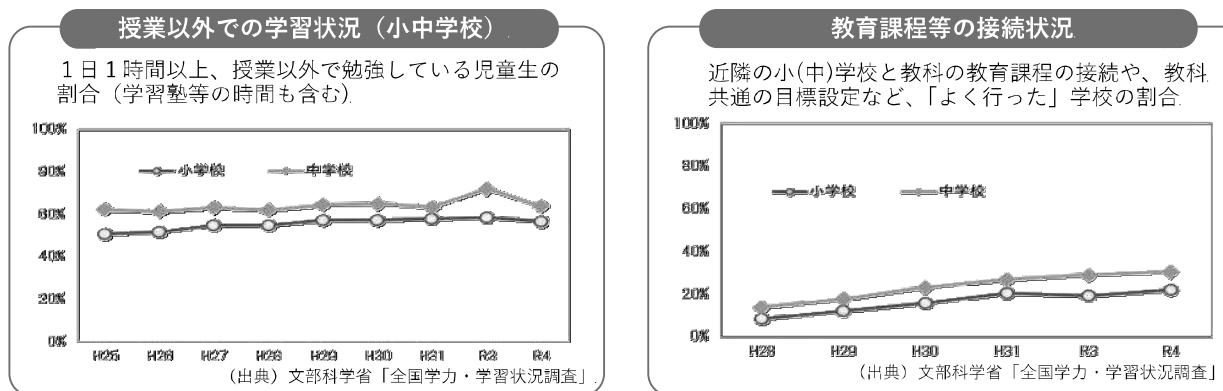
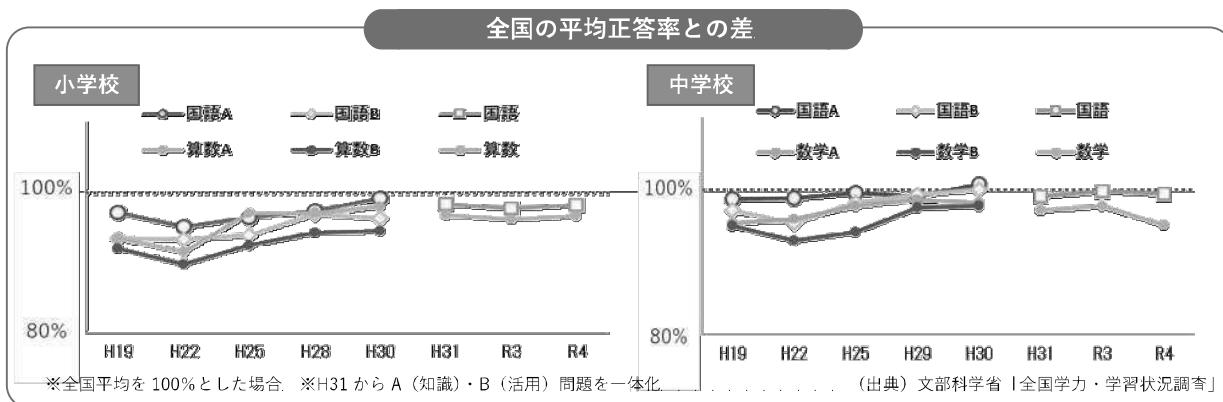
施策3
P33.

施策4
P35.

施策6
P39.

生涯にわたって自立して生き抜くため、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

義務教育段階の子どもたちの学力は、「全国学力・学習状況調査」の結果から見ると、一部の教科で全国の平均正答率を上回った年があるものの、多くの教科で全国平均に届いていない状況が続いています。この調査結果から本道の児童生徒には、自分の考えを持ち、道筋を立てて説明することなどに課題が見られたことや、授業以外で勉強する時間が短く、ゲームをする時間が長いなどの傾向が見られます。このため、自ら問題を見いだし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業改善や、小中、中高といった学校段階間の連携の強化、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、確かな学力が身に付くよう児童生徒を育成する必要があります。



高校では、2022(令和4)年度から新高等学校学習指導要領が年次進行で実施され、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも適切に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び*」と、子どもたちの多様な個性を最大限に活かす「協働的な学び*」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要があります。

●個別最適な学び

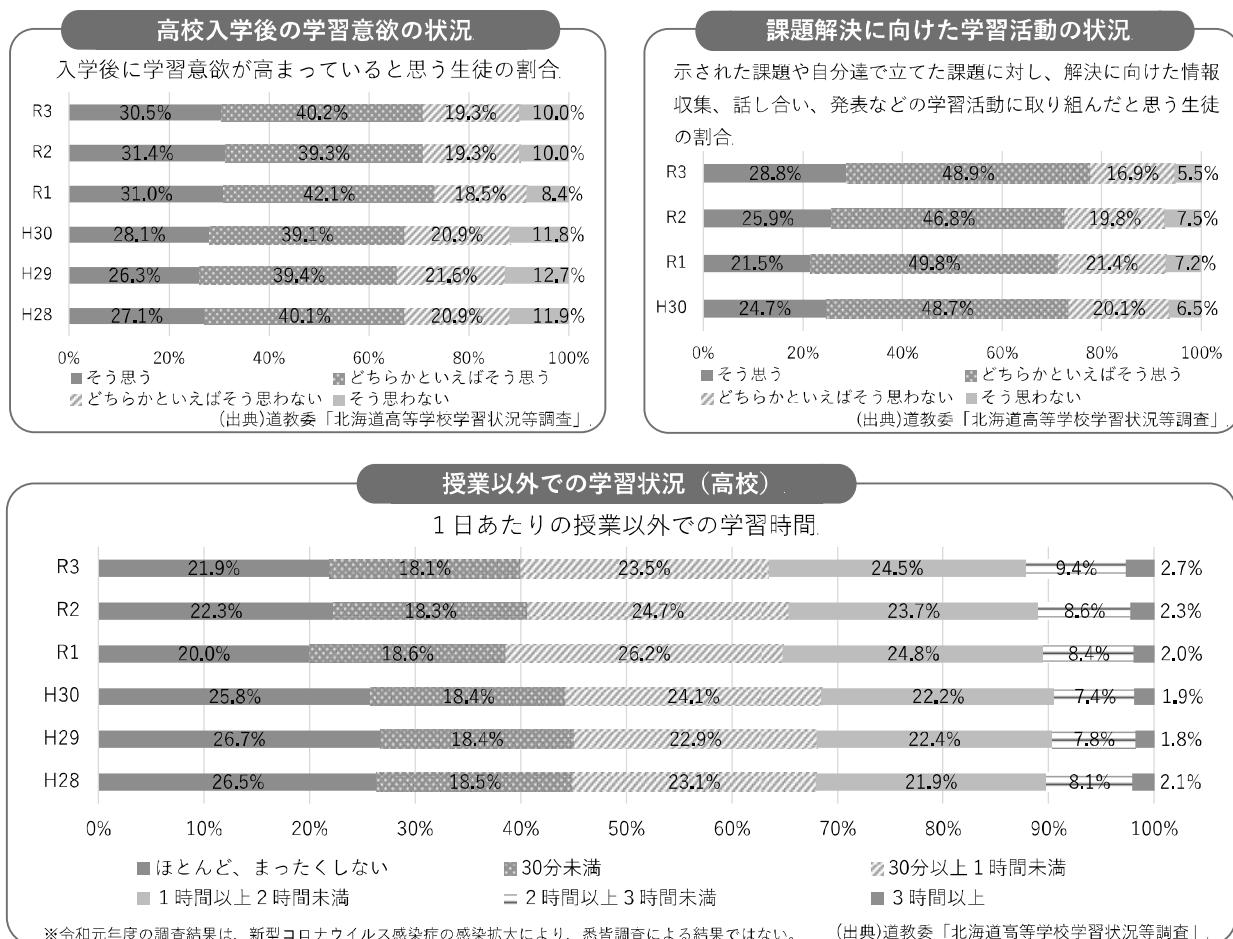
生徒自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育むため、自らの特性や学習進度、学習到達度等に応じて教材や学習時間等を柔軟に設定して行う学びや、生徒の幼児期からの体験活動から得た自らの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、生徒自らの学習が最適となるように調整した学び。

●協働的な学び

生徒同士や地域の方々など、多様な他者を価値のある存在として尊重し、探究的な学習や体験活動などを通じて行われる学び。

さらに、高校1年生を対象とした「北海道高等学校学習状況等調査」の結果では、学習意欲が高校入学前に比べ高まっている生徒の割合は増加傾向、授業がある日に家庭学習等を全くしない生徒の割合は減少傾向にあることから、引き続き学習意欲を高める教育活動を行うことが大切です。また、他者と協働的に学習に取り組み課題を解決しようとする取組についての肯定的な回答は増加しているものの、生徒が様々な変化に積極的に向き合ったり、他者と協働して課題を解決したりすることなどが一層求められています。このため、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、生徒の資質・能力を育成する必要があります。

また、AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育」の推進が求められています。「STEAM教育」を実現するためには、カリキュラム・マネジメント*の取組を一層進めることが重要です。

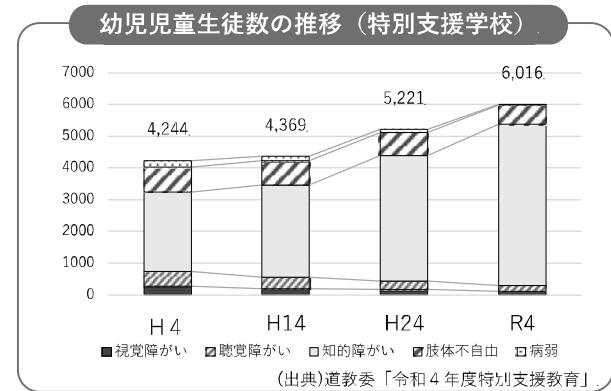
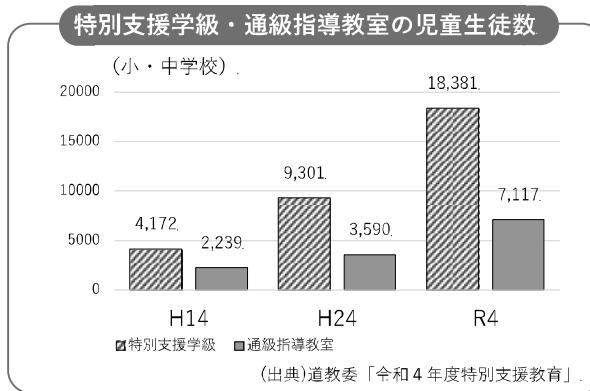


●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

(4) 特別支援教育

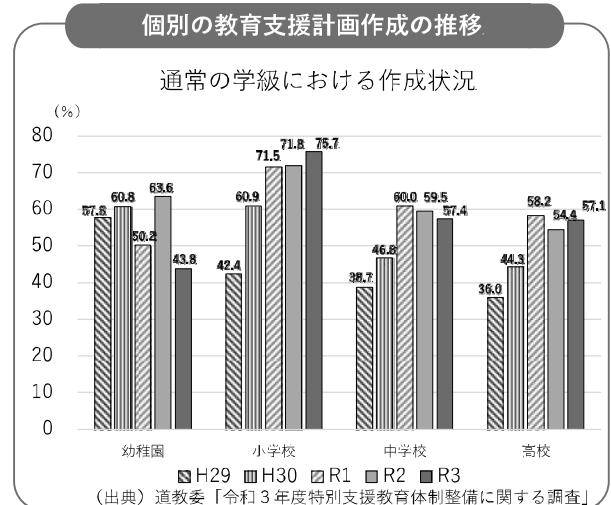
少子化により学齢期全体の児童生徒数が減少していますが、特別支援教育に関する理解の高まりや、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導*を受ける児童生徒及び特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒等の数は増加しています。



これまで特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導体制は段階的に充実してきましたが、広域分散型である本道においては、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるとともに、可能な限り身近な場所で専門性の高い教育を受けられるよう、教育環境の整備や教育内容の充実が求められています。

特に、情報化が進展する中、ICTは特別な支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段です。国のGIGAスクール構想*により1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向け効果的に活用する必要があります。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への個別の教育支援計画*の作成・活用が十分ではないことから、これまで以上に作成・活用を推進するなど、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまでの、切れ目のない支援を受けられる体制や連続性のある学びの場の一層の充実が求められています。



●通級による指導

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のこと。

●GIGAスクール構想

2019（令和元）年12月に閣議決定。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することや「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。2021（令和3）年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタート。

●個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

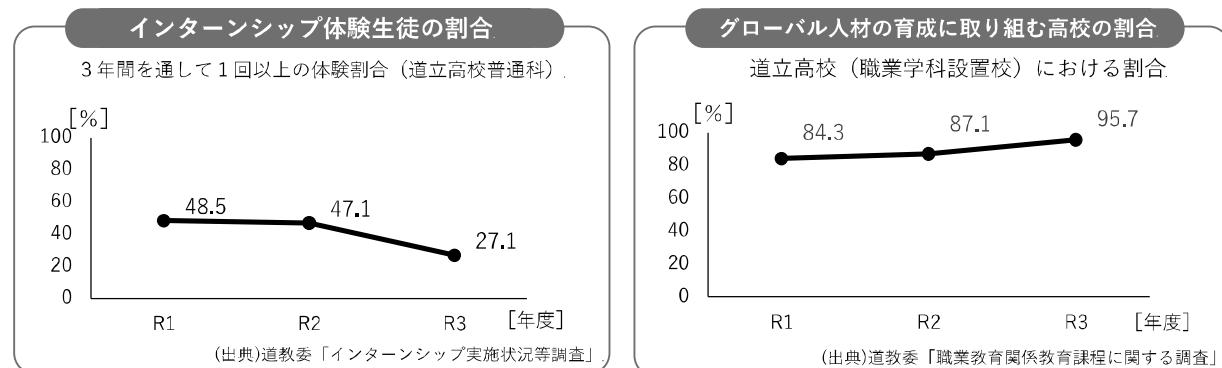
(5) キャリア教育

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。

こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。

このため、児童生徒がキャリア・パスポート*等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一緒に教育活動全体を通じた組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。

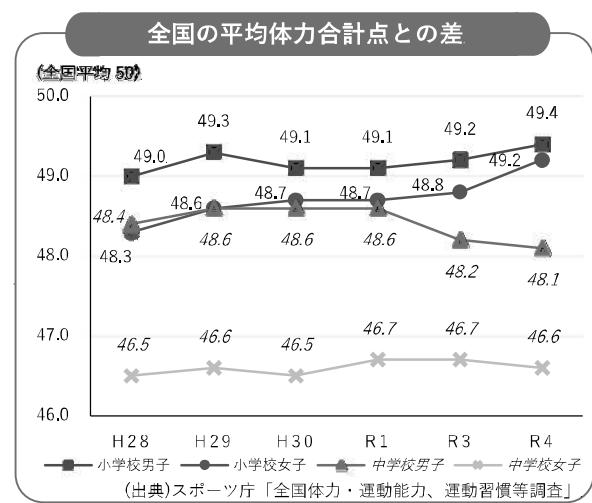
特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程*」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが必要です。



(6) 体力・運動能力や健康教育

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちが運動やスポーツを通じて、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現することができるよう、家庭や地域社会と連携を図りながら一体となって、体力・運動能力の向上に取り組んでいくことが求められています。

人生100年時代を迎えるとする中、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本道の児童生徒は、体力合計点が低いことや1週間の総運動時間が短いこと、学習以外のスクリーンタイム（1日当



●キャリア・パスポート

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方（なり方）を考えたりする活動を記録し蓄積する教材。

●社会に開かれた教育課程

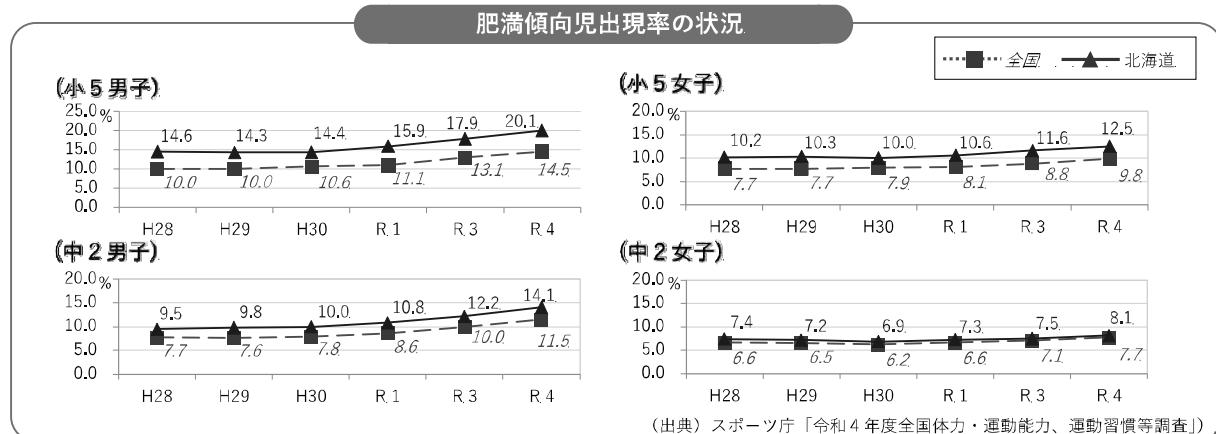
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むこと。

たりのテレビやスマートフォン、ゲーム機器等による映像の視聴時間)が長く生活習慣の乱れにつながっていることなどが課題と考えられます。このため、体育・保健体育授業やそれ以外の時間で運動に親しむことができる環境を整備するなど、継続的な取組を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かな生活を送るための体力や運動習慣の定着を図ることが重要です。

また、ICTの効果的な活用など、体育・保健体育授業を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、体育・保健体育授業の改善・充実により、子どもたちの体力・運動能力を育成することが必要です。

子どもたちの健康については、社会環境の変化により、生活習慣及び食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられており、本道においては、全国と比較して、児童生徒の「朝食を毎日食べている」割合が低い傾向に、肥満傾向の割合やアレルギー疾患及びむし歯の有病率が高い傾向にあります。また、一定程度の子どもたちに中等度以上のうつ症状があり、心のケアなども重要な課題となっています。

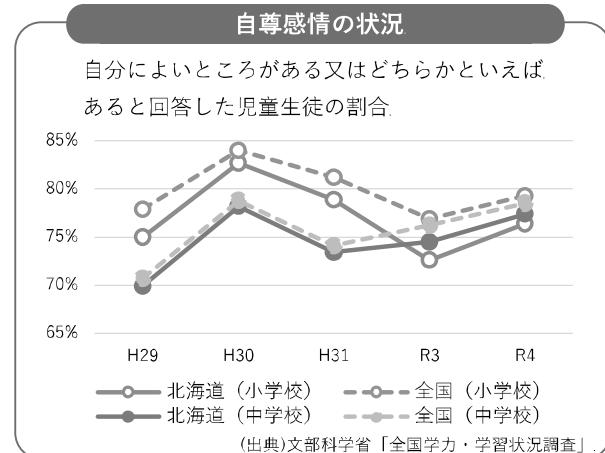
新興感染症や自然災害等の予測困難な事態、食品ロス、伝統的食文化の喪失などの社会的な課題にも適切に対応し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るためには、学校・家庭・地域が連携・協働して、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行う力を子どもたち一人一人に育むことが必要です。



(7) 道徳教育

学校における人権教育を含めた道徳教育には、子どもたちに自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことが求められており、道徳科を要として学校の教育活動全体を通して取り組むことが重要です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合が全国を下回っており、小・中学生ともに自尊感情が低い傾向が見られることから、教員の指導力の向上を通して

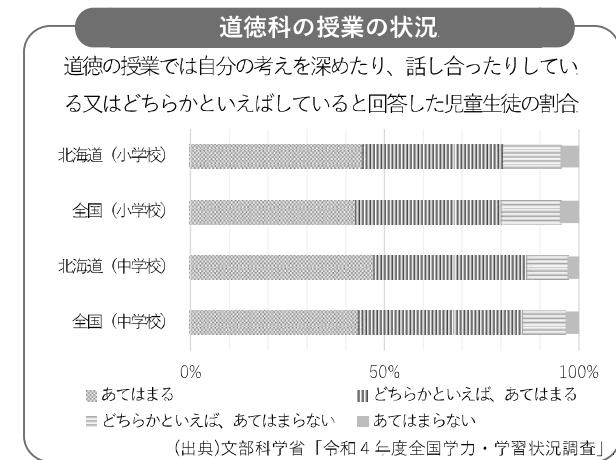
施策 10.
P47.



て道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図るとともに、発達の段階に応じて人権に関する基本的な知識を身に付け、自他を尊重する態度を育成する取組を推進する必要があります。

また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育では、児童生徒が多様な他者と互いに協力し合い、認め合う中で、他者の役に立つことができる存在であることを実感させたり、教師が児童生徒の成長を積極的に受け止めて、認め、励ますことにより、児童生徒に自らの成長を実感させたりすることが重要です。道徳教育の要となる道徳科においては、児童生徒が多様な感じ方や考え方に対する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合うなどの学習活動を充実することが大切です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」と回答した児童生徒の割合が、全国とほぼ同様となっており、今後も引き続き、道徳科の特質を踏まえた授業改善を推進する必要があります。

さらに、様々な人との関わり合いなどを通して、人を思いやる心や命を大切にする心など、社会性や豊かな人間性を育むために、家庭や地域と一緒にとなって道徳教育の取組を進めていくことが重要です。



(8) 国際理解教育

施策 12.
P51.

グローバル化が進展する社会においては、多文化共生社会の実現に向け、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していく力や「持続可能な開発目標（SDGs）」などを踏まえた持続可能な社会づくりにつなげていく力など、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成することが重要です。

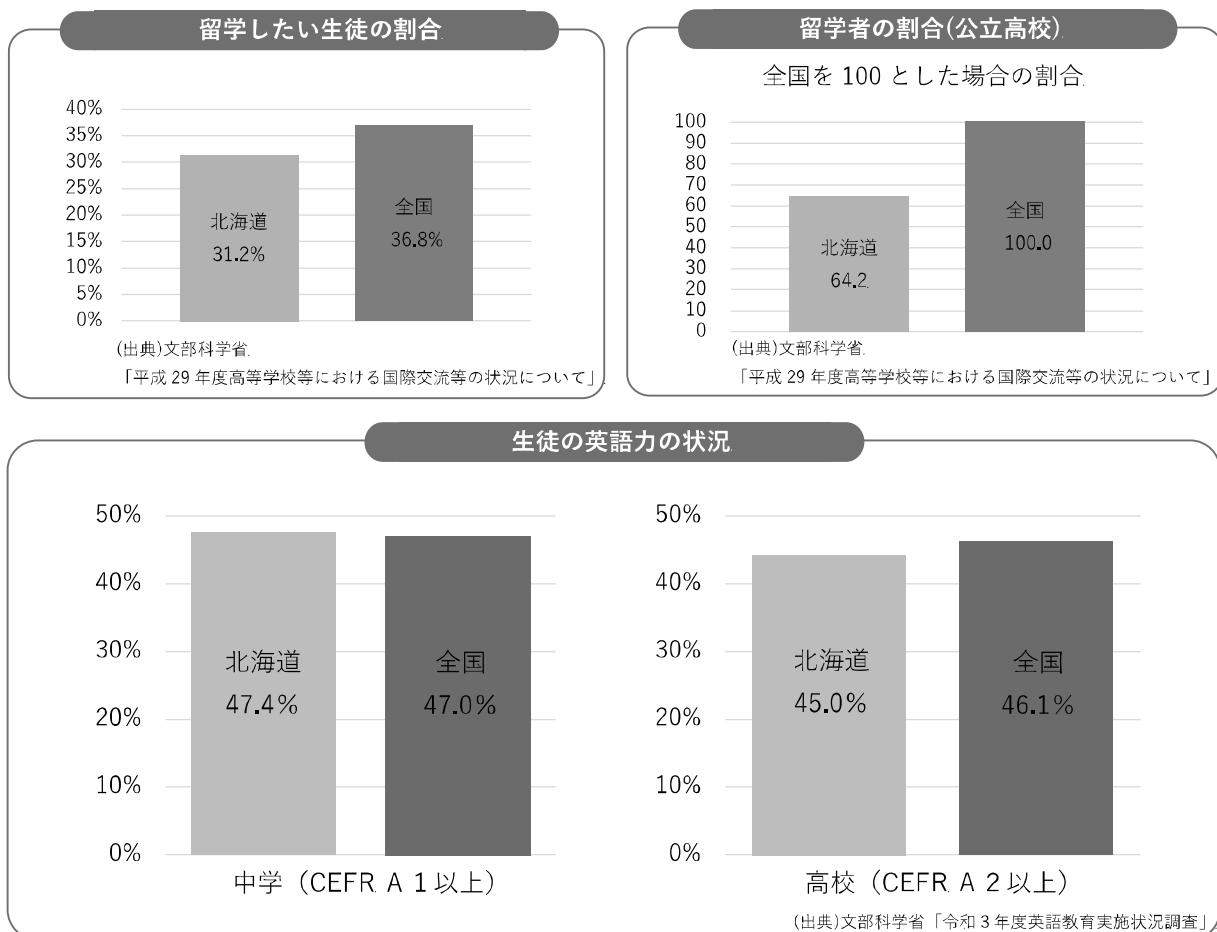
こうした中、新型コロナウィルス感染症の世界的な流行がもたらした国際的な人の往来の制限は、グローバル化におけるデジタル化・オンライン化を加速度的に進展させました。

海外の学校とのオンライン交流もその一つであり、今後は、交換留学や海外修学旅行などの取組とオンライン交流を組み合わせるなど、ICT活用の更なる工夫を図ることにより、直接的な異文化体験の一層の充実が期待できます。

本道では、海外留学に关心を持つ生徒や海外留学を経験した生徒の割合が低いことに加え、公立高校における外国からの教育旅行や外国人留学生の受入数が少ないと、生徒の費用負担などの考慮すべき課題があり、世界で活躍できるグローバル人材の育成に向けた取組が十分ではない状況にあります。

生徒の英語力については、中学校卒業段階で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合が、全国平均を上回っているものの、高校卒業段階で英検準2級程度以上の英語力を有する生徒の割合は、全国平均を下回っている状況にあります。

このため、世界で活躍できるグローバル人材を育成する機運の醸成や、ICTを活用した生徒の国際交流の機会を増やすことなどにより、グローバル人材の育成に向けた取組を推進する必要があります。



(9) ICT の活用

施策 13.
P 53.

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとする ICT を活用した学習スタイルが急速に進展しました。

Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び*と協働的な学び*の実現が求められています。

2020(令和 2)年度から順次実施されている新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。こうした中、国の「GIGA スクール構想*」により、小・中学校においては 2021(令和 3)年

●個別最適な学び

生徒自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育むため、自らの特性や学習進度、学習到達度等に応じて教材や学習時間等を柔軟に設定して行う学びや、生徒の幼児期からの体験活動から得た自らの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行なうなど、生徒自らの学習が最適となるように調整した学び。

●協働的な学び

生徒同士や地域の方々など、多様な他者を価値のある存在として尊重し、探究的な学習や体験活動などを通じて行われる学び。

●GIGA スクール構想

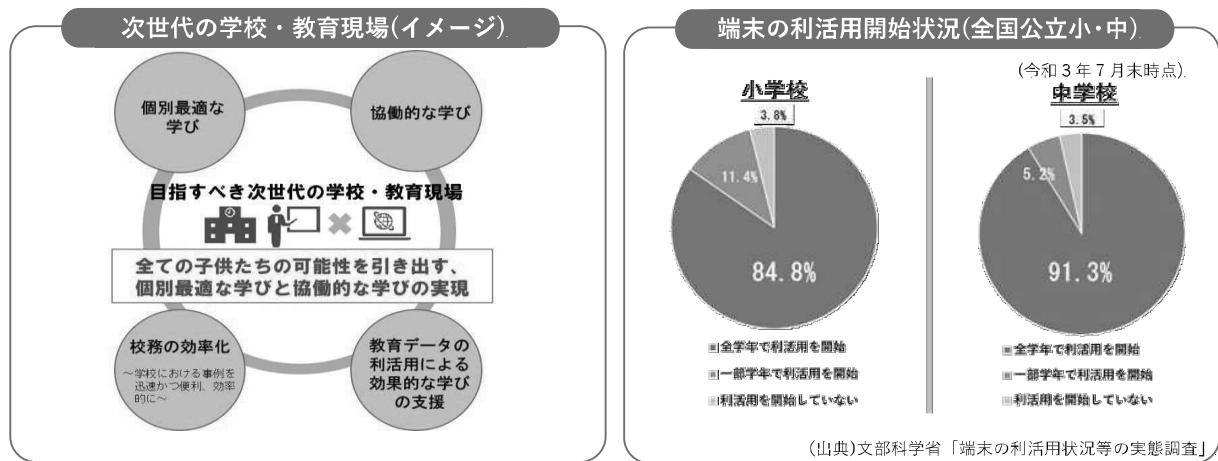
2019(令和元)年 12 月に閣議決定。「1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することや「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。2021(令和 3)年 4 月から学校における 1 人 1 台端末環境下での新しい学びがスタート。

4月から、高校においては、2022(令和4)年4月から1人1台端末の環境下での新しい学びのスタイルがスタートしました。

各学校においては、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

子どもたちがICTを活用する際には、スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。このため、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

また、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間を増やすことにつながります。



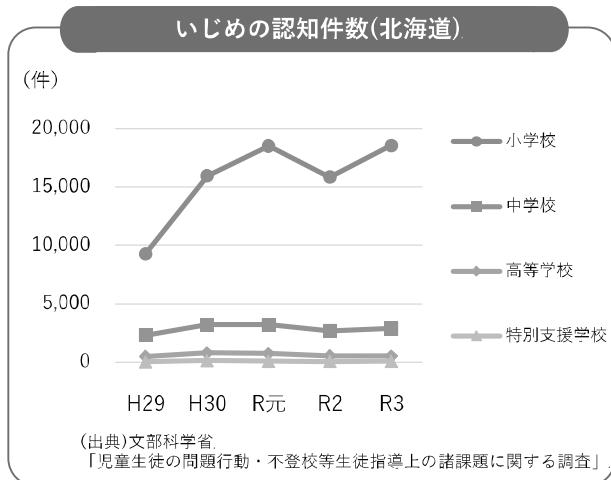
(10) いじめ・不登校

2013(平成25)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめへの対応については、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組まれていますが、いじめの重大事態については件数が増加傾向にあります。また、2016(平成28)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことなどが求められていますが、不登校の児童生徒数は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にあります。

本道におけるいじめの状況は、全国と同様に認知件数は増加傾向にありますが、解消率は95%を超え、全国平均よりも高い状況になっています。これは、各学校において早期発見・早期対応に努めた結果であると考えられます。

施策 14.
P55.

施策 15.
P57.



各学校においては、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付けることができるよう指導や支援をすることが重要です。

また、初期段階で適切に対応できず、いじめが長期化・深刻化したり、いじめの重大事態となるケースもあり、いじめの積極的な認知による早期発見・早期対応の一層の徹底が求められています。

このため、学校においては、いじめ防止に関する法令や北海道条例等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応はもとより、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した対応を進めるなど、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る必要があります。

いじめ防止の取組については、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、新型コロナウィルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、社会の変化に応じた対応が必要であるとともに、障がいや性的マイノリティなど児童生徒一人一人の特性を踏まえた対応が求められています。

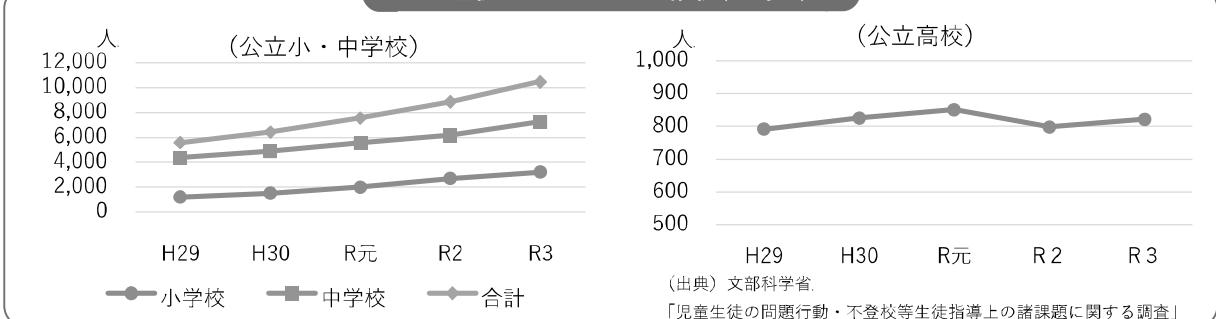
なお、文部科学省等の調査によると児童生徒の自殺者数は、近年、増加傾向にあります。各学校においては、児童生徒の命を守るため、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見・対応と家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した自殺予防の取組を徹底する必要があります。

不登校児童生徒数は、友人関係を巡る問題や学業の不振、生活リズムの乱れや本人の気力の低下などにより、小・中学校では全国と同様、増加傾向が見られ、その割合も全国平均よりも高くなっています。また、不登校の期間の長期化や、小学6年から中学1年に進学した段階で不登校となる、いわゆる「中1ギャップ」の課題も見られます。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切です。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センター*や民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも求められています。

また、各学校は、感染症の感染回避や不安等により登校しない児童生徒に対しても、学習機会の保障や教育相談の実施などの支援を行うことが重要です。

不登校の子どもたちの推移(北海道)



●教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導を行う施設。

(11) 学校や教員を取り巻く状況

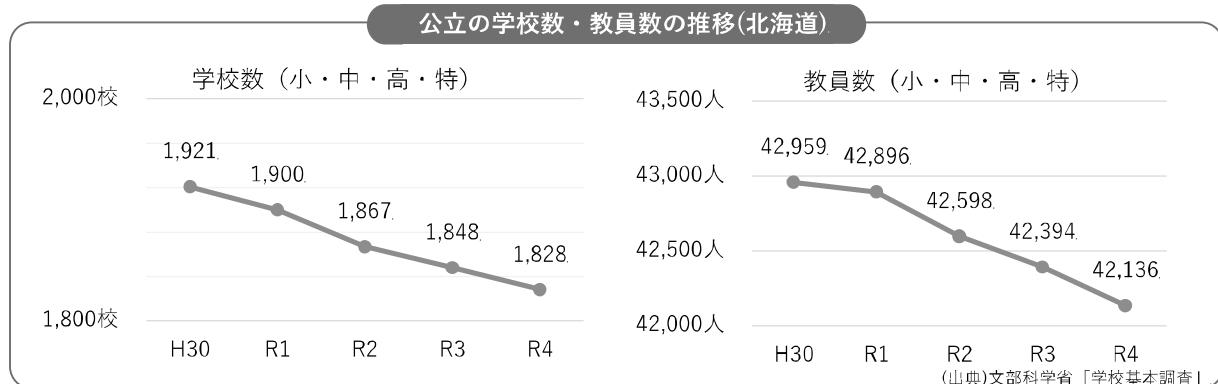
少子化の進行に伴い、本道においても学校数や学級数が減少し、子どもたちの指導に当たる教員の数も減少傾向にあります。

特に近年の学校現場は、児童生徒数の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としていますが、学校における職場環境の面などから教員を目指す者が少なくなっています。持続的な学校教育の提供が危ぶまれる状況にあります。

本道が活力に満ち、将来にわたって発展し続けていくためには、こうした危機的な状況においても、より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸長させることができるように、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など、教員育成指標*に示す資質能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境の実現が求められています。

このため、教員を目指す学生の養成や教員の育成に当たっては、高等教育機関との緊密な連携はもとより、一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要です。

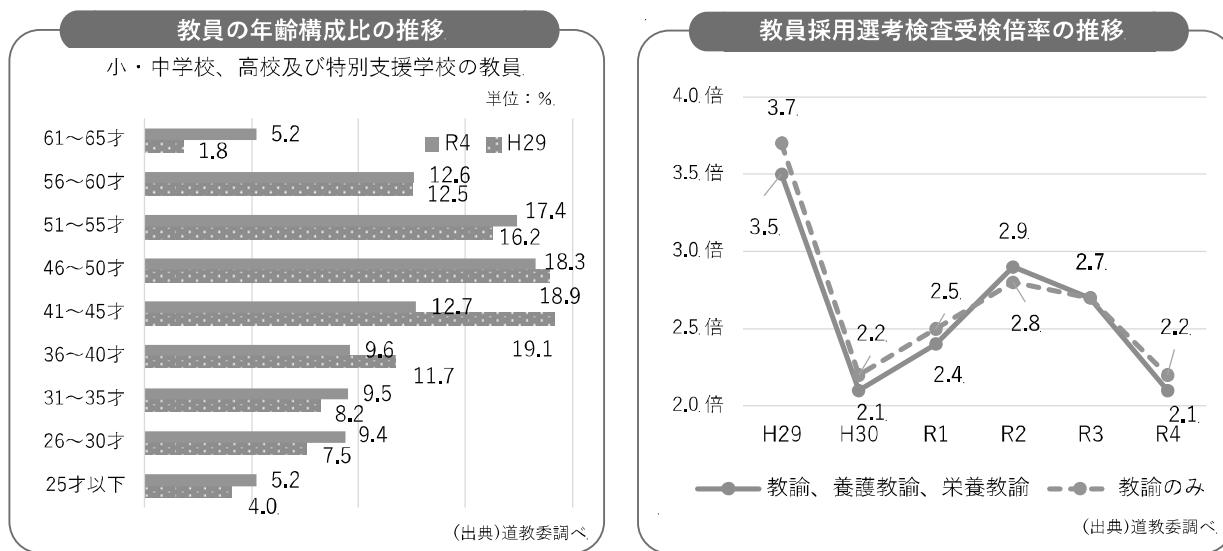
また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要があります。



一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するため、同一学校での長年勤務の解消や都市と郡部との間における年齢構成の格差是正など、人事配置の適正化を図るほか、教員採用選考検査の受検者数については、2017(平成 29)年度の 3,941 人に対し、2022(令和 4)年度が 2,708 人と減少傾向であることに強い危機感を持ち、教職の魅力に対する理解増進と学校における働き方改革を積極的に推進し、教員志望者の増加につなげていかなければなりません。

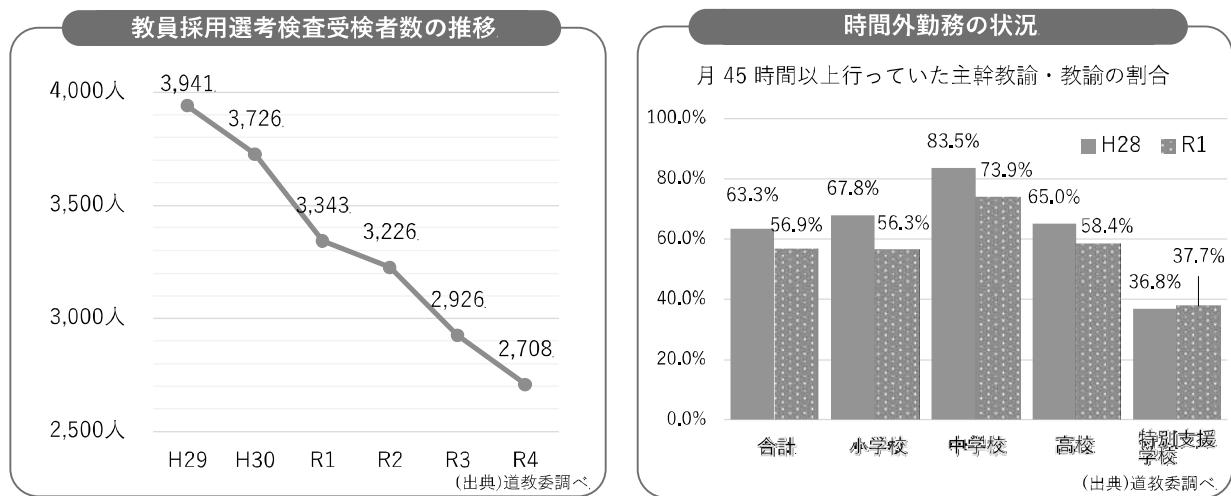
●教員育成指標

教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階とキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。



特に働き方改革については、本道においても月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が56.9%に上っており、大きな課題となっています。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制が未整備であることから、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていないことなどが挙げられます。

このような中、これまで教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところですが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要があります。



(12) 学びのセーフティネット

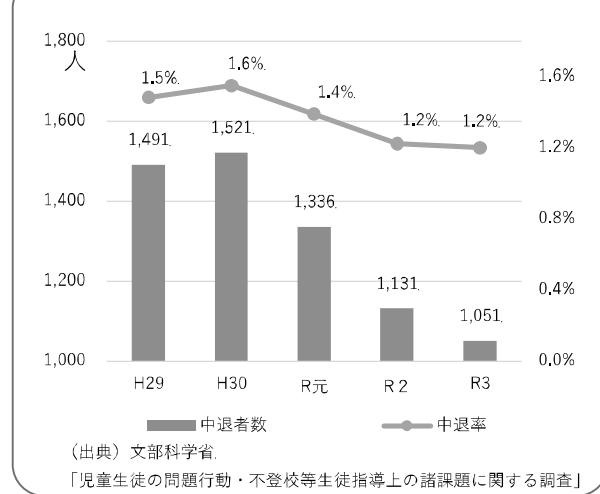
2019(令和元)年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

こうしたことから、子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度などの切れ目ない経済的支援により全ての児童生徒が安心して就学できる環境づくりが大切です。また、学齢期に様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに対する夜間中学などの多様な学習機会の提供等により、教育の機会を確保することが必要です。さらに、外国人の児童生徒に対する就学機会の提供を推進するほか、帰国児童生徒を含め、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を活かすなどの適切な指導を行う必要があります。

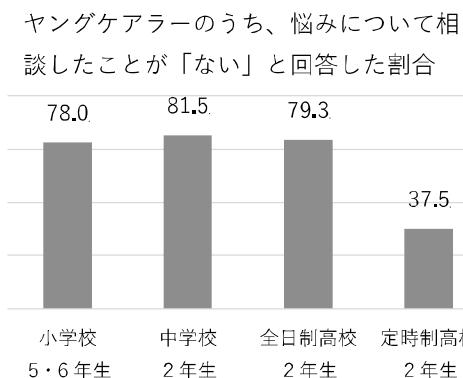
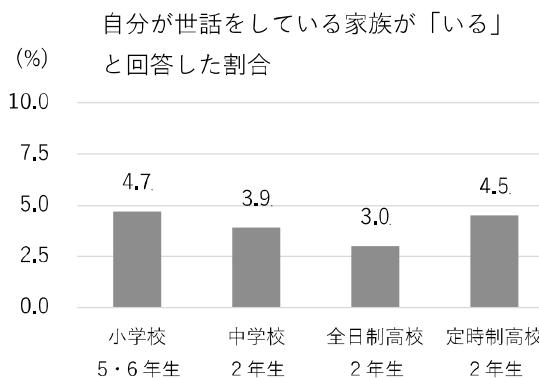
道内公立高校の中途退学者数は減少傾向にあり、2016(平成28)年度からの5年間の中退率は1.2~1.6%の割合で推移していますが、中途退学者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない現状にあり、高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援が重要です。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道内の小・中・高校生で約4%確認されており、このうち自分が困っていることなどを相談した経験が「ない」生徒は約8割となっています。また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあり、これらの問題は表面化しにくい傾向にあります。このため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、市町村の福祉担当部局などの関係機関と連携し、一人一人の子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。

中途退学の状況(道内公立高校)



ヤングケアラーの状況(道内)



(出典) 北海道「ケアラー支援に関する実態調査」(令和3年度、調査対象:中学生、高校生)
「北海道ヤングケアラーに関する実態調査」(令和4年度、調査対象:小学生、大学生)

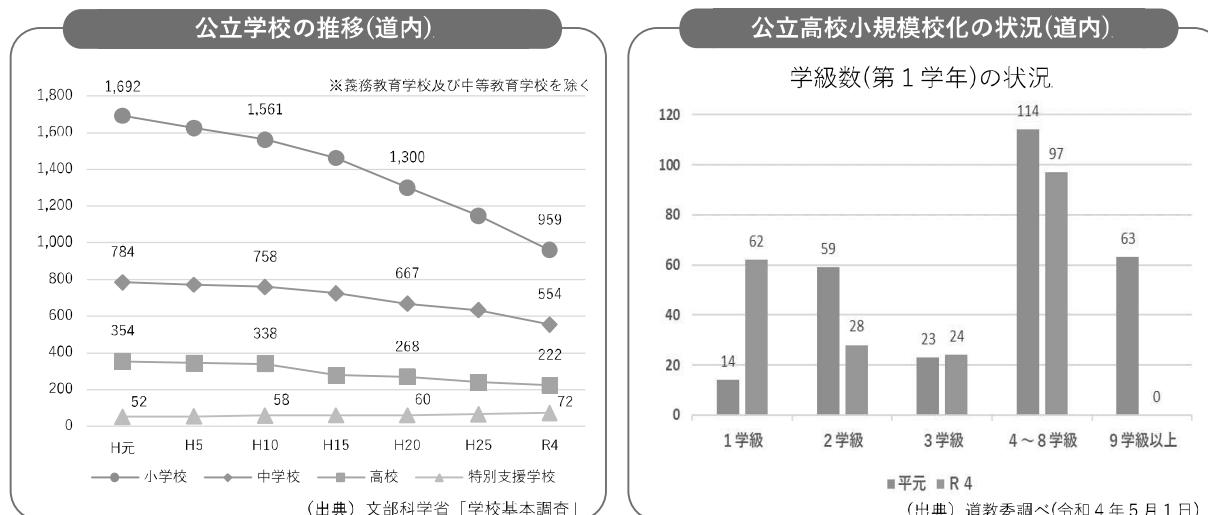
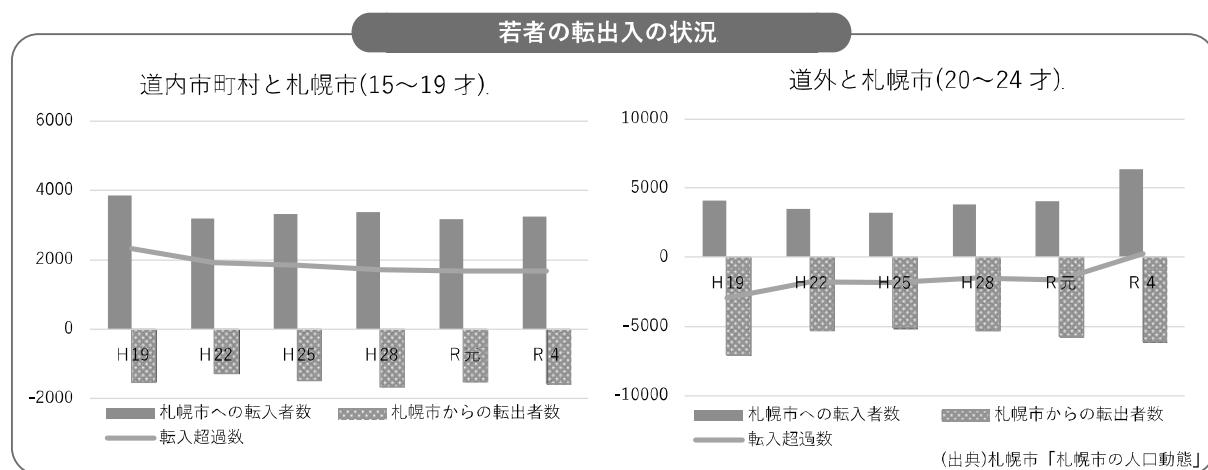
(13) 学校と地域の連携

施策 11.
P 49.

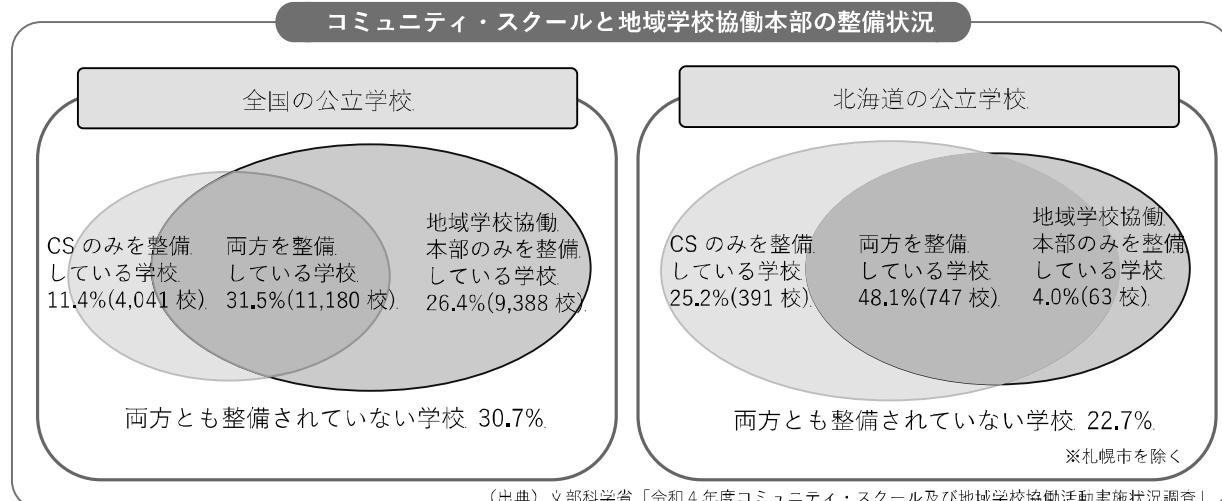
施策 19.
P 65.

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

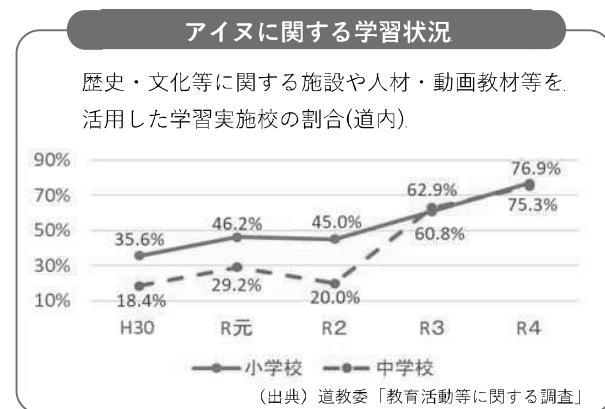
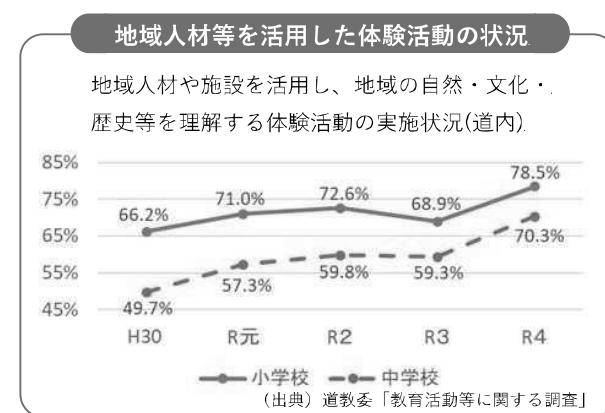
家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。



これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクール*と地域学校協働本部*の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にありますが、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。



また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。



●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べることができる制度。

●地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、継やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重視とされている。

(14) 生涯学習・社会教育

人生 100 年時代と言われる時代にあって、「教育・仕事・老後」という 3 つのステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの生き方が志向されている中、充実した人生を送るには、生涯にわたり学びを通じた成長が求められていることから、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

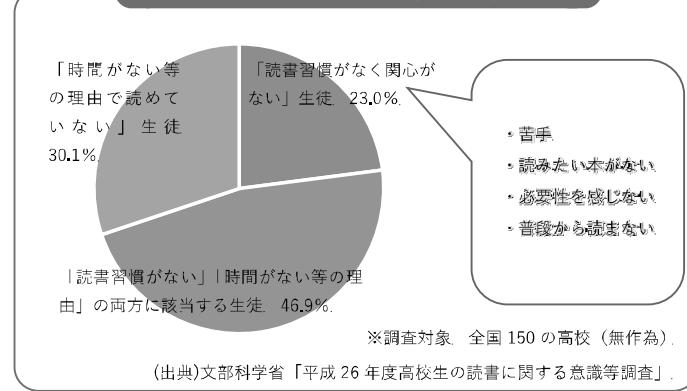
また、社会教育の学びは、個人の成長はもとより、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成するため、地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる社会をつくる上で、重要な役割が期待されています。自律的で持続可能な地域社会の実現にも通じることから、個人の要望や社会の要請に応えた社会教育の充実が重要です。

近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要があります。

社会教育士（イメージ）



読書をしない理由（高校生）

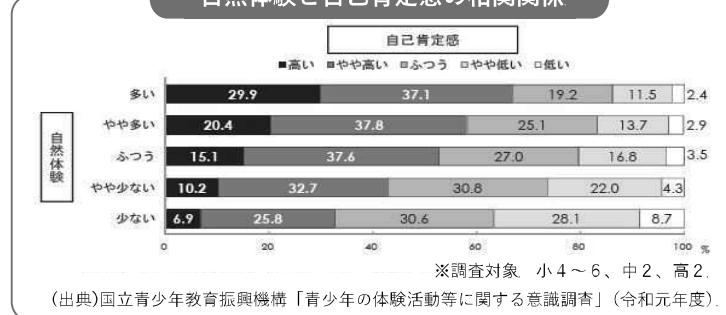


さらには、「自然体験や生活経験、文化芸術体験等が豊富な子どもは、自己肯定感が高く、自律的行動習慣等が身についている傾向がある。」という国等の調査結果が示されていることから、子どもたちの豊かな人間性の形成のために体験活動の機会を創出する必要があります。

また、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものであり、社会全体で推進することが重要です。

近年、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS 等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境や読書環境が大きな変化を見せており、読書離れが懸念されていることから、子どもの読書習慣の確立と読書環境の充実を図っていく必要があります。

自然体験と自己肯定感の相関関係

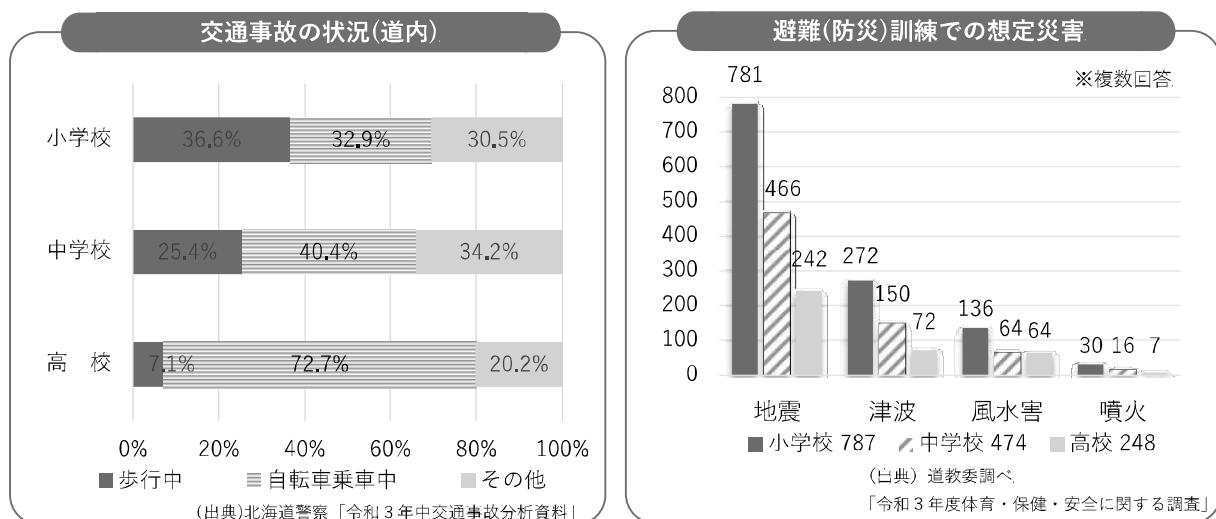


(15) 安全・安心な教育環境

2011(平成 23)年の東日本大震災、2018(平成 30)年に本道で発生した胆振東部地震では、津波、土砂崩れ、大規模停電や断水など様々な災害が発生し、校舎の破損やグラウンドの地割れなど学校施設にも大きな影響を及ぼしており、今後もこうした大規模な災害の発生が懸念されています。

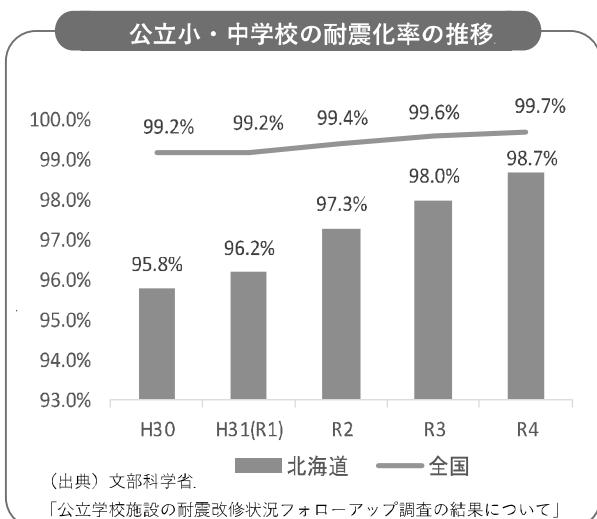
また、全国では登下校中の児童生徒が交通事故に遭うなど、児童生徒の安全確保が重要な課題となっています。

本道では、地震や豪雨、大雪などの自然災害や、登下校時の交通事故、不審者による性被害などの様々な危険から、子どもたちの安全を確保するため、学校と市町村教育委員会、警察、防災関係部局などの関係機関との連携を一層強化することが大切です。子どもたちに自ら身を守る危機対応能力を身に付けさせるため、幼児期から高校までを通して発達の段階に応じた防災教育や交通安全教育、防犯教育を一層推進することが必要です。



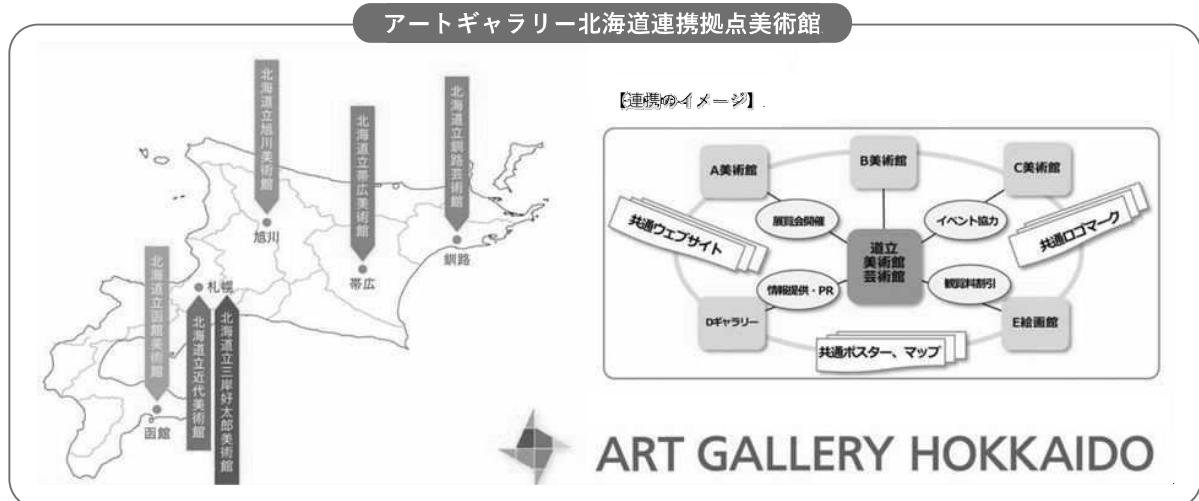
激甚化する自然災害による学校の被災に備えるため、平時から被災した学校の早期再開や、学習支援のための支援体制の構築など、取組の推進が求められています。

さらに、学校施設は、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害発生時には地域の避難所として重要な役割を果たすことから、十分な耐震性の確保やバリアフリー化をはじめ、トイレ改修、空調設置などによる教育環境の向上に努めていくことが必要です。



(16) 芸術文化活動

本道では、地域の自然環境や歴史等に根ざした特色ある芸術作品が生み出され、各圏域の道立美術館等を中心に活発な芸術文化活動が展開されてきましたが、広域分散型の本道の特性により、美術館等を利用するすることが困難な地域があり、身近に親しめる機会の充実が必要となっています。



また、地域の歴史や文化、自然の特徴を示す有形・無形の貴重な文化財が多数存在し、これまで長きにわたって道民の共有財産として保存・伝承されてきましたが、近年、過疎化や少子・高齢化などにより、文化財の維持管理や継承する人材の育成が課題となっています。

こうしたことから、学校教育や生涯学習における芸術作品や文化財に身近に接する機会の充実や、世界文化遺産の「北海道・北東北の縄文遺跡群*」をはじめとした身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域資源として「いかし」、将来に確実に引き継ぐなどの取組を通じて、全ての道民に潤いのある心豊かな生活をもたらすとともに、青少年の豊かな創造性や情操を育んでいくことが大切です。



●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021（令和3）年7月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する17か所の縄文遺跡群（うち道内に6か所）。

【第3章】

北海道が目指す教育の基本理念

第3章 北海道が目指す教育の基本理念

基本理念

「自立」と「共生」は、2006(平成18)年10月に本道教育が進むべき方向の道標として策定した「北海道教育ビジョン」において基本理念として示され、これまでの教育計画においても、この理念の実現に向けて、様々な教育施策を総合的かつ計画的に進めてきました。本計画においてもこの理念を継承し、「自立」と「共生」を基本理念の柱とします。

その上で、人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展など、第2章に示した社会情勢の変化や様々な教育課題を踏まえ、本道の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域や環境、障がいの有無等に関わらず、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、これから北海道が目指す教育の基本理念を次のとおり掲げます。

自立

自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、
自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

北海道の豊かな自然、独自の歴史や文化への理解を深めながら、社会の変化に対応し、生涯にわたって生き抜く力を身に付け、自立の精神にあふれ、自分の良さや可能性を見いだし、夢や目標の実現に向けて挑戦しながら、北海道はもとより国内外で活躍する人を育みます。

共生

ふるさとへの誇りと愛着を持ち、
これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持ち、よりよい社会の実現に貢献しようとする主体性と責任感、規範意識などの倫理観、人間尊重の精神や思いやりの心を持って、お互いを尊重し、共に支え合いながら、持続可能な地域づくりを支える人を学校・家庭・地域との連携の下、社会総掛かりで育みます。

自立と共生に向けた教育活動



【第4章】

施 策

第4章 施策

1 施策の体系

北海道が目指す「自立」と「共生」の基本理念を実現するため、「可能性を引き出す教育の推進」「質を高める環境の確立」「地域と歩む教育の実現」の3つを施策の柱に、22の施策項目を設定し、10年後を見据えた施策の方向性に向かって個別・具体的な取組を推進することとしています。

2 体系図

3つの施策の柱

施策の柱1

子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

- ① SDGs・ESDの推進<P29～>
② 幼児教育の充実<P31～>
③ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）<P33～>
④ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）<P35～>
⑤ 特別支援教育の推進<P37～>
⑥ STEAM教育の推進<P39～>
⑦ キャリア教育の充実<P41～>
⑧ 体力・運動能力の向上<P43～>
⑨ 健康教育・食育の充実<P45～>
⑩ 道徳教育の充実<P47～>
⑪ ふるさと教育の充実<P49～>
⑫ グローバル人材の育成<P51～>

施策の柱2

学びの機会を保障し質を高める環境の確立

- ⑬ ICTの活用推進<P53～>
⑭ いじめ防止の取組の充実<P55～>
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実<P57～>
⑯ 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進<P59～>
⑰ 働き方改革の推進<P61～>
⑱ 学びのセーフティネットの構築<P63～>

施策の柱3

地域と歩む持続可能な教育の実現

- ⑲ 地域と学校の連携・協働の推進<P65～>
⑳ 生涯学習・社会教育の振興<P67～>
㉑ 安全・安心な教育環境の構築<P69～>
㉒ 芸術文化活動の推進<P71～>

3 ページ構成



施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

施策項目1

SDGs・ESDの推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- SDGs*達成のため、子どもから大人まで全ての道民が、現代社会における地球規模の様々な課題を「自分事と捉え」て「解決に向けて考え」、「行動する力を身に付ける」とともに、「新たな価値観」や「行動変容」をもたらす ESD*を推進します。
- 環境教育、国際理解、気候変動などの個別分野を持続可能な開発の視点から統合した、分野横断的な教育を全ての学校で取り組み、未来像を予測して計画を立てる力や多面的・総合的に考える力、他者と協力する態度などを育成することを目指します。
- 学校と地域など多様な主体が連携した ESD の実践を通して、「北海道 SDGs 推進ビジョン*」に示された北海道の「めざす姿」の実現につなげます。

主な取組

- 持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現
 - ・ 地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ SDGs に係る研究などに取り組むスーパーイングハイスクール*指定校の先進事例の普及・啓発
- 学び考え行動する環境教育の推進とゼロカーボン*実現に向けた環境整備
 - ・ 持続可能な社会の構築に向けて、SDGs の視点に立った環境教育の推進
 - ・ 再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の低減に資する教育施設への転換
- 多様性を尊重した共生社会の実現に向けた ESD の推進
 - ・ 子どもの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・ SDGs の実現に向けて、異なる文化や習慣をもつ同年代の若者と意見交換を行うなど、高校における協働的な学びの実践
 - ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- 包摂的かつ持続可能なイノベーションの推進に資する人材の育成
 - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
 - ・ 知事部局や関係機関との連携、ICT を活用した在宅就労など多様な働き方を視野に入れたキャリア教育や進路指導等の充実
- 地域と連携した ESD の推進
 - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした、地域活性化や地域創生に向けた取組への支援
 - ・ 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進

関連する主な SDGs の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な地域づくりへの提言 【中学校】

地域をよりよくするための方策などを考える学習を通して、社会の形成者としての自覚を高め、社会に参画しようとする態度を育てる。

- 地場産業等の実地調査に基づくプレゼン
- 全校集会に招待した自治体職員と意見交換

地域合同防災訓練 【学校・地域】

地域（幼稚園、学校、町内会）と連携した避難訓練により災害時の高校生の役割を体験的に学ぶ。

- 高校生が園児の避難誘導や避難所を設置
- 町内会員は避難所を疑似体験

登山による自然体験活動 【青少年教育施設】

登山を通して自然や環境について学び、自分達にできる環境保全について考える。

- 歩き方、登り方など登山に必要な知識の習得
- ゲーム形式で学ぶ環境教育

こんな取組 も E S D ! （実例紹介）

留学生とオンライン交流 【高校】

英語の授業で道内大学留学生とオールイングリッシュでオンライン交流し、国際理解の促進と英語学習意欲の向上を図る。

- 生徒が外国の基本情報などをプレゼン
- 留学生が質問、生徒がその場で回答

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
SDGs に関する体験活動を実施している小・中学校の割合	小 50.1%, 中 46.4% (R4)	100%
SDGs・ESD に関する問題解決的な学習活動に取り組んでいる高校の割合	79.0% (R4)	100%
学校経営方針に位置付け、SDGs・ESD に関する問題解決的な学習活動に取り組む特別支援学校の割合	9.0% (R3)	100%

教育政策課



担当課 HP

●SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

●ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

●北海道 SDGs 推進ビジョン

2018（平成 30）年 12 月に北海道が策定。本道における SDGs 推進のため、理念や意義、「めざす姿」、課題と対応の方向などを示すもので、道内の多様な主体が互いに共有する基本的な指針。

●スーパーサイエンスハイスクール

高校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究、国際性を育むための取組の推進、創造性・独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施。文部科学省が研究指定校を採択し、科学技術振興機構（JST）が活動推進に必要な支援を実施。

●ゼロカーボン

温室効果ガス排出量と森林等による吸収量を同量とし、実質ゼロにすること。

●職業人材育成システム

第 4 次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6 次産業化等により、産業構造や仕事内容は急速に変化していることから、農業科や水産科などの専門高校において成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材を育成するシステム。

施策項目2 幼児教育の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 全ての幼児教育施設において、研修や助言制度の活用が促進され、保育者の働きやすい環境づくりや、幼児の発達の特性や個々の課題に応じた質の高い教育の提供を実現します。
- 「教育の始まり」としての幼児教育の意義が社会的に共有され、全ての地域において、各教育主体が子どもを中心に組織的につながる幼児期からの学びの基盤を充実させます。
- 家庭や地域との連携の下、保護者が相互に交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援を受け、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築します。

主な取組

- 幼児教育施設等における組織としての取組の充実
 - ・ 研修・助言制度や情報提供を通じ、全ての幼児教育施設で、幼稚園教育要領*等の趣旨を踏まえた教育活動の展開を促進
 - ・ 架け橋期の教育の充実を図る「幼保小の架け橋プログラム*」の実施や好事例の発信等により、地域の創意工夫を活かした幼児教育と小学校教育の連携・接続の取組を促進
 - ・ 研修や情報提供を通じた市町村や小学校における幼児教育や幼小連携・接続の意義の理解促進
- 保育者の資質・能力の向上
 - ・ ICTの活用など研修機会の拡充を通じ、全ての保育者が受講しやすい研修の提供
 - ・ 幼児教育施設の多様なニーズに対応した質の高い研修の提供
 - ・ 多忙や早期離職傾向にある保育者等の現場ニーズに対応した助言・相談機会の提供
- 幼児教育の振興を支える体制づくりの推進
 - ・ 幼児教育施設や小学校、市町村、家庭・地域、福祉等の関係機関が連携・協働し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制の構築
- 家庭や地域における教育・保育の充実
 - ・ SNSや3歳児健診等の機会を活用し、保護者へ多様な学習機会を提供
 - ・ 地域ぐるみで家庭の教育力の向上を図る取組を推進
 - ・ 保護者や幼児等に対し読書の楽しさや重要性について普及啓発を図る取組を推進

関連する主な SDGs の目標



幼小連携・接続の年間スケジュール（イメージ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
幼	○スタートカリキュラムの評価・改善 (小学校等への助言、園の教育活動に反映)			(小学校等での実践の参観)				(小学校等への助言、園の教育活動に反映)					
幼・小	○引継ぎ内容・場面 (要録、アレルギー・健康状態など) ○情報等の共有 (園・学校だより等の提供) (入学説明会等における説明)			○保育者・教職員の交流 (保育・授業参観)			○幼児・児童の交流 (園・学校行事招待、参加) ○保育者・教職員の交流 (保育・授業参観、意見交換、合同研修会)						
小	○スタートカリキュラムの編成 (毎年度改善)		○スタートカリキュラムの実施 (複数教員で対応、校内検証)		○スタートカリキュラムの評価・改善 (自己評価、幼児教育施設の意見収集)								
市町村	○引継ぎ場面 (場の設定・支援、就学相談) (学校見学の設定・支援) ○(通年) 広報等による情報の共有、幼小連携の会議体設置、『架け橋期』のカリキュラム開発 など		○幼児・児童、保育者・教職員の交流 (交流機会、合同研修等の実施促進)		○引継ぎ場面 (場の設定・支援、就学相談) (学校見学の設定・支援)								



- ・オンデマンド教材の配信やオンライン協議など ICT を活用した研修の提供
- ・SNS 等を活用し、保護者へ多様な学習機会を提供
- ・幼児教育施設や市町村における課題解決に資する各種情報を HP で発信

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
域内の幼児教育施設の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合	87.2% (R3)	100%
外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に取り組んでいる幼児教育施設の割合	41.4% (R3)	80.0%
域内の幼児教育施設と小学校等が、幼小連携・接続の方向性を協議する機会等を設定している市町村の割合	48.3% (R3)	100%
「北海道子ども読書応援団*」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数	877 回 (R3)	1,350 回
家庭教育サポート企業*が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合	6.7% (R4)	54.0%



担当課 HP

- 幼稚園教育要領
幼稚園における教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として文部科学省が定めたもの。
- 幼保小の架け橋プログラム
架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指す教育の内容等を改めて可視化したプログラム。
- 北海道子ども読書応援団
北海道の全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、社会全体でその推進を図ることを目的として、団体又は個人がボランティア登録し、読み聞かせなど子どもの読書活動を支援する取組などの総称。
- 家庭教育サポート企業
家庭教育の一層の推進を図るために、北海道教育委員会と協定を締結し、相互に協力して、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業。

施策項目3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 全国学力・学習状況調査の結果を系統的に分析し、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に全ての教職員が一体となって組織的に取り組みます。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。
- ICT等を活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 規則正しい生活を送ることにより学習意欲の向上を図るため、子どもの望ましい生活習慣や学習習慣*の定着に向けた家庭・地域と連携した取組を促進します。

主な取組

- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図る検証改善（PDCA）サイクルの充実
 - ・ 各学校段階や学校段階間*において育成を目指す資質・能力を明確にし、小学校から高校までの12年間を見通した検証改善サイクルの確立を推進
 - ・ 各学校管理職のリーダーシップの下で展開される教育活動の検証と改善の充実
 - ・ 調査結果の分析に基づく研修会や指導主事*の指導助言等により、各学校が学力向上に向けた教育活動の検証と改善を組織的に実践
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・ 指導方法や指導体制の工夫等の指導助言による全教員の指導力の向上
 - ・ 教員向けの研修会や各種資料提供を行うなど、全ての教科等における言語活動の充実
- ICT環境を適切に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
 - ・ 個々の興味・関心・意欲等を踏まえて、きめ細かく指導・支援することなど、1人1台端末を活用した学習活動の充実
 - ・ 探究的な学習や体験活動を通じて子ども同士や多様な他者と協働しながら行う学びの促進
- 家庭・地域と連携した望ましい生活習慣、学習習慣の定着
 - ・ 資料の配付や研修会の開催による子どもの生活習慣に対する保護者等の意識の向上
 - ・ 団体、企業等と連携した地域ぐるみの取組の促進
- 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める読書活動の推進
 - ・ 学校における読書習慣確立に向けた全校一斉読書等の取組の強化
 - ・ 市町村立図書館や公民館等の施設とボランティア等の連携による子どもの読書に親しむ機会の推進

関連する主な SDGs の目標



○ コミュニケーション能力や主体性を育む体験活動の充実

- ・道立青少年体験活動支援施設等を核とした学校・地域・公立青少年教育施設等との連携強化

Topics

児童生徒の発達の段階に応じた系統的な教育活動の充実を図るため、学校段階間の接続を意識した教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善を図るとともに、各学校間の連携を促進します。

- ・幼稚園、認定こども園及び保育所の意見を踏まえたスタートカリキュラムを編成する小学校の取組を推進
- ・同一中学校区で教育目標を共有し、共通した取組を位置付けるなど、義務教育9年間を通じた教育課程の編成、実施、評価、改善（PDCAサイクル）の充実
- ・高校における、必要に応じた学び直しの視点を踏まえた教育課程の編成など中高の連携の充実



- ・クラウドを活用した情報共有ネットワークの構築による学校間の一層の交流
- ・各学校で実施するテストのCBT*化による1人1台端末を活用した学力向上に向けた取組の促進

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
どの程度、PDCAサイクルを確立しているかとの質問に対し、「よくしている」と回答した学校の割合	小 46.2%, 中 49.0% (R4)	94.0%
話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小 80.3%, 中 78.0% (R4)	100%
小・中学校の国語、算数・数学の平均正答率が全国以上の教科数	1教科 (R4)	4教科
授業以外に、1日当たり1時間以上勉強すると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小 56.6%, 中 63.6% (R4)	74.0%
家や図書館で、普段、1日10分以上読書をすると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小 57.1%, 中 48.4% (R4)	73.0%
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小 42.5%, 中 40.6% (R3)	小 70.0%, 中 60.0%
近隣の小（中）学校と教育課程に関する共通の取組をよく行ったと回答した学校の割合	小 21.7%, 中 30.2% (R4)	61.0%
中学校と高校との円滑な接続の観点を踏まえた教育課程を編成している高校の割合	37.8% (R4)	70.0%



担当課 HP

●子どもの望ましい生活習慣や学習習慣

子どもの望ましい生活習慣は、毎日同じ時間に寝起きすることや毎日朝食を食べていること、家族で決めたルールに従ってゲーム等の時間を守るなどの規則正しい生活習慣のこと。学習習慣は、家で自分で計画を立てて勉強することや、発達の段階に応じて学校の授業以外に十分な学習時間を設けて勉強することなど、定着して欲しい家庭における学習習慣のこと。

●各学校段階や学校段階間

各学校段階は、小学校、中学校、高校のそれぞれの段階を示す。学校段階間は、小学校と中学校の9年間、中学校と高校の6年間を示す。

●指導主事

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員のこと。

●CBT : Computer Based Testing

試験における工程（問題の配付、回答の入力、答案の回収、採点・集計）を、全てコンピュータ上で行うこと。

施策項目4 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）

施策の方向性～10年後を見据えて～

- 生徒が自ら解決すべき課題を見いだし、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領が目指す資質・能力を確実に育成するため、教科等横断的な教育を実践します。
- 生徒一人一人に応じて、学習指導を行う「指導の個別化」及び学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する「学習の個性化」を通じて、生徒が「個別最適な学び*」を進めることができるようにするとともに、探究的な学習活動や体験活動などを通じて「協働的な学び*」を充実させる教育を実践します。
- 生徒がICTや学校図書館を日常的に活用することにより自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握して、新たな学習方法を見いだしたりするなどして、自ら学び直しや発展的な学習を行うことができるよう、成果の共有や学校司書の配置を進め、ICTや学校図書館を効果的に活用する教育を実践します。
- 中学校教育までの学習の成果や高校段階における学力の状況を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし社会の一員として多様な人々との協働を促す教育を実践します。

主な取組

- 教科等横断的に資質・能力を育成する校内体制の構築
 - ・ 小学校から高校までの12年間を見通し、義務教育段階の学びを踏まえた高校段階での継続的な検証改善サイクルの確立を推進
 - ・ 学校教育指導での協議、指導・助言を通じて、スクール・ミッション*に基づいて各学校が策定するスクール・ポリシー*に示された育成を目指す資質・能力を教科等横断的に育成する取組の推進
 - ・ 北海道高等学校教育課程研究協議会*等における先進的な取組や好事例の普及・啓発
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・ 生徒の可能性を引き出すために、ICTの活用や単元の指導計画の作成・充実を通して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進
 - ・ 大学、民間企業等と連携し、専門的な見地からの助言を踏まえた学習活動の充実と授業改善の推進、成果の普及・啓発
- ICT環境を適切に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
 - ・ ICT機器を活用して情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実
 - ・ ICT機器を活用して探究活動の取組の成果を共有するなど、遠隔地の専門家や他の学校・地域や海外との交流などの促進

関連する主な SDGs の目標



○ 読書活動の充実

- ・図書委員会を中心とした読書推進活動など、読書習慣の確立に向けた生徒の主体的な取組や好事例の普及・啓発
- ・道立及び市町村立図書館との連携による読書環境の整備や、資料・情報サービスの提供による学習活動の充実



- ・GIS*や様々なデータを活用して教科等横断的に資質・能力を育成
- ・遠隔地の専門家や他の学校・地域や海外との交流などを促進
- ・様々なソフトやアプリを活用した個に応じたきめ細かな学習指導の充実

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により指導と評価の一体化が図られている学校の割合	66.5% (R4)	100%
総合的な探究の時間において、対外的な成果発表の機会を設定している学校の割合	56.9% (R4)	100%
ICTを活用して自分に合った学習ができる高校1年生の割合	75.9% (R4)	100%
一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書推進活動に取り組む学校の割合	76.7% (R3)	91.0%
学校司書を配置していると回答した学校の割合	4.7% (R3)	50.0%



担当課 HP

●個別最適な学び

生徒自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育むため、自らの特性や学習進度、学習到達度等に応じて教材や学習時間等を柔軟に設定して行う学びや、生徒の幼児期からの体験活動から得た自らの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、生徒自らの学習が最適となるように調整した学び。

●協働的な学び

生徒同士や地域の方々など、多様な他者を価値のある存在として尊重し、探究的な学習や体験活動などを通じて行われる学び。

●スクール・ミッション

各高校に期待される社会的役割。当該高校の役割や教育理念を、学校設置者が学校内外の関係者に対して分かりやすく示したもの。

●スクール・ポリシー

高校の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系統なものにするために作成する3つの方針。卒業後を見据え、生徒に身に付けさせる資質・能力を示した「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（グラデュエーション・ポリシー）、グラデュエーション・ポリシーを達成するための教育課程の編成・実施や学習評価を定める「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）、スクール・ミッションや他のポリシーを踏まえ、入学時に期待される生徒像を示した「入学者の受け入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）を指す。

●北海道高等学校教育課程研究協議会

各学校における教育課程の編成に伴う諸課題について研究協議を行い、高等学校教育の改善・充実を図ることを目的に、北海道教育委員会が毎年、公立高等学校の教務主任等を対象に開催している研究協議会。

●GIS

地理情報システム (GIS : Geographic Information System) のこと。地理情報システムとは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

施策項目5 特別支援教育の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 共生社会の形成に向けて、幼・小・中・高校等においては、特別支援学校との連携により、子どもの障がいの状態等に応じた教育力を高めるとともに、特別支援学校においては、障がいの状態等に応じた指導や重複障がいのある子ども、医療的ケア*が必要な子どもへの指導の充実を図るほか、新たな時代に対応した専門教育・職業教育を推進するなど、連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。
- 特別な支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、労働等との効果的な連携体制を構築し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備を推進します。
- 全ての教員が障がいの特性の理解の下、一人一人の子どもの実態に応じた指導法などに関し専門性の向上に努めるとともに、障がいの状態や心身の発達の段階等を踏まえて、特別な支援を必要とする子どもが各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるようICTを活用した教育を推進します。

主な取組

- 小・中・高校等における障がいのある子どもの学びの場の充実
 - ・ 共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」の更なる充実
 - ・ 特別支援学級や通常学級等の多様な学びの場における一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の充実
 - ・ 特別支援学校の専門性を活かした小・中・高校等への支援や実践的な研修による指導力の向上
- 特別支援学校における教育の充実
 - ・ 学校間連携による専門性の高い情報の共有やICTの活用等による多様化する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実
 - ・ 知事部局や関係機関との連携やICTを活用した在宅就労など多様な働き方を視野に入れた就労支援や進学指導等、キャリア教育、進路指導等の充実
 - ・ 北海道の広域性や時代の変化に対応した特別支援学校の教育環境の体制整備
- 切れ目のない一貫した指導や支援の充実
 - ・ 特別支援学校等との連携による市町村教育委員会に対するきめ細かな就学相談体制等の充実に向けた支援
 - ・ 個別の教育支援計画*を活用した教育、家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携の促進
 - ・ 全ての学校における医療的ケア実施体制の整備の促進

関連する主な SDGs の目標



○ 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ・ 全ての教員を対象とした障がいの特性等に関する研修等による基礎的な知識に関する理解の促進
- ・ 特別支援学校教員に対する幅広い知識・技能の習得等による指導能力の育成
- ・ 学校内外の専門家や関係機関と連携した研修等による教員の専門性の向上

○ ICT の活用等による教育の質の向上

- ・ 子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じた ICT を活用した授業改善の推進
- ・ 最新技術やオンデマンド教材等の活用による訪問教育を受ける子どもへの効果的な学習の推進
- ・ 幅広い分野の専門家と連携した研修等による教員の ICT 活用スキルの向上
- ・ 地域と連携した読書に親しむ環境づくりの推進



- ・ ICT の活用による指導の充実及び教員の情報活用能力の向上
- ・ ICT を活用した学校間や関係機関との連携による情報共有
- ・ 児童生徒の自立や社会参加に向けた取組及び職業教育などへの ICT の活用

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合	67.7% (R3)	100%
特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合	65.0% (R3)	100%
特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合	35.2% (R3)	46.0%
これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合	16.8% (R4)	35.0%
読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合	31.3% (R4)	70.0%



担当課 HP

●医療的ケア

学校や自宅などで日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指す。入院や通院で行われる病気治療のための医行為は含まれない。

●個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

施策項目6 STEAM 教育*の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 小学校、中学校での各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育*などの充実を図ります。
- 高校において、「総合的な探究の時間」や「課題研究*」、「理数探究*」などを中心に、各教科での学習を地域や実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科等横断的な教育を実践します。
- 高校において、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業との連携・協働の下、生徒や地域の実態を踏まえた探究的な学習を取り入れた教育を実践します。

主な取組

- 各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探究的な学習等の実践（義務教育）
 - ・ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメント*の推進
 - ・ 探究的な学習の過程において、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、整理や分析を行い、まとめたり表現したりするなどの学習活動の推進
 - ・ 小学校において、情報通信ネットワークなど情報手段の基礎的な操作の習得及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動の充実
 - ・ 教科等横断的な学びに関する指導方法や評価方法等に関する教員研修の推進
- 「総合的な探究の時間」や「課題研究」、「理数探究」等の改善・充実（高等学校教育）
 - ・ IT・データサイエンスに関する講師を派遣したり、大学等と連携して各教科の授業改善を推進したりするなどの各種プロジェクトを通じた、各学校における、地域や実社会での問題発見・解決につなげる教科等横断的な取組の推進や、探究のプロセスを踏まえた学習活動の一層の充実
 - ・ 地域や高等教育機関、行政機関、民間企業と連携・協働した探究的な学習の推進
 - ・ SDGs に係る研究などに取り組むスーパーサイエンスハイスクール*指定校の先進事例の普及・啓発
 - ・ 地域や実社会での問題発見・解決につながる教科等横断的な学びに係る指導方法や評価方法等に関する教員研修の推進
- ICT 環境を適切に活用した授業改善の推進
 - ・ デジタル教材等、各教科等におけるICTを効果的に活用した授業改善の取組の推進
 - ・ 教科等横断的な学習や探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフトを活用するなど、ICTの効果的な活用の促進

関連する主な SDGs の目標



○ 理科、算数・数学教育の充実

- ・ 探究のプロセスを取り入れた高校理科、数学科の授業改善の推進
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程を重視した理科、算数、数学科の授業改善の推進
- ・ 道立教育研究所における研究及び成果の普及や、移動理科教室*における体験型の学習機会の促進



- ・ 統計ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用し、「総合的な探究の時間」や「課題研究」、「理数探究」等の改善・充実
- ・ ICT 環境を適切に活用した授業改善の推進
- ・ 様々なソフトやアプリを活用した理科、算数・数学教育の充実

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をよく行ったと回答した学校の割合	小 37.5%, 中 31.6%	63.0%
地域や実社会での問題発見や解決につなげる教科等横断的な取組をしている高校の割合	70.2%	100%
地域や大学、行政機関、民間企業等と連携・協働した探究的な学習を取り入れている高校の割合	75.4%	100%

担当課 HP



●STEAM 教育

各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics の頭文字を表したもの。

●プログラミング教育

コンピュータを適切、効果的に活用するため、コンピュータに命令を与え動作させる必要があることから、コンピュータを理解し上手に活用していくための論理的思考力を身に付けるための教育。

●課題研究

生徒が主体的に設定した課題について知識・技能の深化・総合化を図る学習や自己の在り方、生き方や進路について考察する学習。

●理数探究

2009（平成 21）年告示の学習指導要領の数学科における「数学活用」、理科における「理科課題研究」及び専門教科「理数」における「課題研究」の内容を踏まえ、2018（平成 30）年告示の学習指導要領で新設された共通教科「理数」において設定された科目。個人又はグループで課題を設定して主体的に探究を行い、その成果などをまとめて発表する教育活動などを実施。

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●スーパーサイエンスハイスクール

高校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究、国際性を育むための取組の推進、創造性・独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施。文部科学省が研究指定校を採択し、科学技術振興機構（JST）が活動推進に必要な支援を実施。

●移動理科教室

児童生徒に先端科学や理科の実験・観察等を直接体験させ、自然科学に対する関心を高め、科学的な素養の育成を図るため、科学設備展示自動車（サイエンスカー）で、全道の小・中学校等を巡回する取組。

施策項目7 キャリア教育の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポート*を活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。
- 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップ*を推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。
- 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。
- 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後3年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザー*による学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

主な取組

- キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進
 - ・ 家庭・地域などと一体となり学校の教育活動全体を通して行う組織的かつ計画的な進路指導の強化
 - ・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
 - ・ 起業家的資質・能力の育成など、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する学習活動の推進
 - ・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進
- 就業体験活動（インターンシップ）の充実
 - ・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
 - ・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
 - ・ 大学や専修学校などの卒業が前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進
- 地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程*の推進
 - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
 - ・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
 - ・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

関連する主な SDGs の目標

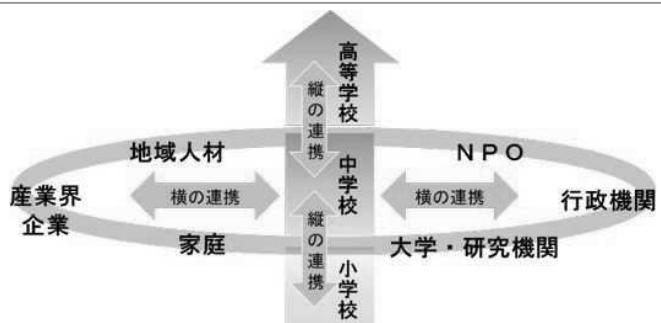


○ 職業意識の向上などに取り組むキャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援の充実

- ・ 指定事業等の成果の普及を通じ、進路指導担当教員の資質向上の強化
- ・ 社会的・職業的自立を促し、社会や職業への円滑な移行に向けた就職指導の推進
- ・ 早期離職の改善など、高校生を取り巻く様々な就職問題に対応した指導の充実

キャリア教育の「縦」と「横」の連携

「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、キャリア教育を十分に展開するためには、各学校におけるキャリア教育が「縦」と「横」の連携によって支えられる必要があります。



- ・ Web ページによるキャリア・パスポートの目的や好事例など情報発信の強化
- ・ 事前・事後学習にオンラインなどの ICT を活用した就業体験活動の充実
- ・ 地域や産業界と一体となったデジタル化に対応した職業教育の充実
- ・ オンラインを活用したキャリアプランニングスーパーバイザー研修の強化

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 79.6%, 中 67.4% (R4)	小 89.0%, 中 79.0%
卒業までにインターンシップなどのキャリア教育に資する体験的な学習活動を経験した高校生の割合	44.6% (R3)	88.0%
高校卒業の時点において、進路希望を設定できていない生徒数	30 人 (R3)	20 人

高校教育課 義務教育課



担当課 HP

- **キャリア・パスポート**
児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方（在り方）を考えたりする活動を記録し蓄積する教材。
- **アカデミック・インターンシップ**
大学、裁判所、研究施設等の専門機関における就業体験活動（インターンシップ）。
- **キャリアプランニングスーパーバイザー**
各教育局に配置され、生徒の職業意識の向上や、各学校に対し就職情報の提供などの就職対策を行う進路相談員。
- **社会に開かれた教育課程**
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むこと。
- **職業人材育成システム**
第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等により、産業構造や仕事内容は急速に変化していることから、農業科や水産科などの専門高校において成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材を育成するシステム。

施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

施策項目8 体力・運動能力の向上

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、全ての子どもたちが発達段階に応じた体力・運動能力の向上に向けた個人目標をもち、自己の能力や適性、興味・関心に応じて、いつでもどこでも仲間等と一緒に楽しく運動に参加することができる機会を提供することを通して、運動習慣の定着を図ります。
- 全ての学校において、ICTを効果的に活用した体育・保健体育の授業を展開し、知識及び技能の確実な定着や、自己や仲間の課題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、子どもたち同士が協働的に関わる中で楽しさや達成感を感じ、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育成することができる体育・保健体育授業を実践します。
- 全ての地域において、学校や地域の実態を踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった子どもたちの運動機会の充実を図る取組を展開します。

主な取組

- **運動機会の提供等による運動習慣の定着**
 - ・ 新体力テスト*の活用による自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標設定の推進
 - ・ なわとびやリズム運動、北海道らしい冬季スポーツなど、運動の機会の提供による運動習慣定着の推進
 - ・ PTA等と連携した運動習慣をはじめとする望ましい生活習慣の定着に向けた学習機会や情報提供の推進
 - ・ 運動習慣の定着に向けたリーフレット等による情報発信
- **各学校の体力・運動能力の課題や子どもの実態を踏まえた体力向上の取組の充実**
 - ・ オール北海道による運動機会の創出に向けた「どさん子元気アップチャレンジ」の継続的な実施
 - ・ 学校や家庭、地域等、どこでも誰でも手軽に行うことができるリズム運動動画の積極的な活用
 - ・ 各学校における子どもたちの体力の現状及び学校や地域の特色を活かした「一校一実践」の推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブや大学等と連携した運動環境の整備や運動部活動の充実
- **運動やスポーツをすることが好きな子どもたちの育成を目指した体育・保健体育授業の改善・充実**
 - ・ 自他の課題を発見・解決したり、自己変容を確認したりするための協働的な学びの充実やICTの効果的な活用の推進
 - ・ 運動に対する意欲や挑戦心、自己肯定感の育成に向けた子どもたちの良さや伸びを認めるきめ細かな指導の充実
 - ・ 体育科・保健体育科教員を対象にした教科指導力の向上に向けた研修会の充実
 - ・ 体育専科教員等の授業実践事例集の普及啓発による好事例の発信

関連する主な SDGs の目標



○ 学校、家庭、地域、関係機関と連携・協働した運動機会の創出

- ・ 地域の関係機関・団体と連携を図った体力向上のための強調月間の設定及びイベント参加の奨励
- ・ リズム運動動画コンテストの実施など、充実した運動機会を提供するための地域スポーツ団体や競技団体、プロスポーツ団体等との連携強化
- ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイパル等と連携した本道の自然を活かした体験活動の推進

どさん子元気アップチャレンジ

北海道教育委員会では、手軽な運動を通して運動に親しみ、仲間と協力して体力向上を図る「どさん子元気アップチャレンジ」を実施しています。

毎年度、多くの児童生徒や学校に参加していただけるよう内容を一部変更して実施しますので、ぜひ御活用ください。

北海道札幌南高等学校ダンス部・Rihwa



北海道の皆さんのために、札幌南高校ダンス部と Rihwa さんとで、アイディアを出し合いながら制作しました。レッツ・ダンス！



- ・ ICT を活用したリズム運動動画の配信などによる運動機会の提供
- ・ 体育教員を対象としたオンラインによる研修会の充実
- ・ ホームページや SNS 等を活用した体力向上に向けた取組の好事例の普及啓発

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の北海道の小学5年生、中学2年生の値	小男 49.4, 小女 49.2 中男 48.1, 中女 46.6	50.0
体育授業以外で週に総運動時間が60分以上と回答した小学5年生、中学2年生の割合	小男91.5%, 小女87.1% 中男89.1%, 中女78.3%	100%
体力や運動能力の向上に係る具体的な数値目標を立てていると回答した小学校、中学校の割合	小86.8%, 中85.0%	100%
体育授業で授業中に ICT を活用していると回答した小学校、中学校の割合	小75.8%, 中98.3%	100%

健康・体育課 社会教育課



担当課 HP

●新体力テスト

握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルラン（中学校は 20m シャトルランと持久走との選択）・50m 走・立ち幅とび・ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ）の 8 項目を実施し、それぞれの項目の記録に応じた得点の合計点を体力合計点とし、自己の体力・運動能力の現状を把握するため、文部科学省が実施しているテスト。

施策項目9 健康教育・食育の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 健康教育・食育の充実に向けた PDCA サイクルへの支援、ICT を活用した個に応じた指導の推進、実践研究及び好事例の発信などを通じて、望ましい生活習慣・食習慣の定着など、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー*等）の育成を図ります。
- 健康教育や食育に係る研修会の開催や指導助言体制の改善、リーダー育成システム*の構築を通じて、中核的な役割を果たす養護教諭・栄養教諭の指導力の向上を図ります。
- 専門家等と連携した学校保健委員会*の活性化、ICT を活用した家庭・地域との連携強化、子どもの食に関する体験や学校給食等を活用した持続可能な食を支える食育を通じて、学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの健康づくりの充実を図ります。

主な取組

- **健康・安全・食に関する資質・能力（健康リテラシー等）の育成**
 - ・ 健康や食に関する実態調査などのエビデンスに基づく「学校保健計画」及び「食に関する指導の全体計画」の作成及び PDCA サイクル実施に向けた支援
 - ・ 子どもたちが他者と協働し、主体的に課題解決に取り組むための ICT を活用した効果的な指導の推進
 - ・ 望ましい生活習慣・食習慣の定着や心の健康をテーマとした実践研究及び好事例の発信
- **健康教育・食育推進の中核的な役割を果たす養護教諭・栄養教諭の指導力の向上**
 - ・ 健康教育や食育に係る研修会の開催及び学校等への指導助言体制の改善
 - ・ 健康リテラシー等を育成する授業実践及び個別指導への支援
 - ・ 各地域における養護教諭・栄養教諭のリーダー育成システムの構築
- **学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの健康づくりの充実**
 - ・ 学校医や保健師等の専門家や保護者の代表などの参加による学校保健委員会の活性化
 - ・ ICT を活用した情報発信及び双方向性を活かした家庭・地域との連携強化
 - ・ クリーン農産物・有機農産物を含む地場産物を使用した安全・安心な学校給食、子どもの食に関する体験等を通じた、食品ロスの削減及び食文化の伝承等の持続可能な食を支える食育の推進

関連する主な SDGs の目標



学校保健委員会のイメージ

学校の教職員、学校医、保護者、児童生徒、地域の人々らが集まり、児童生徒等の心身の健康課題等について協議します。

<議題の具体例>

- ・学校保健計画の実施、評価に関する反省やまとめ
- ・健康診断の実施及び結果の事後措置
- ・生活習慣病などを予防するための食生活
- ・子どものメンタルヘルスの理解とその対応
- ・家庭や地域で取り組む体力づくり
- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の予防と手洗いやうがいの励行

<構成例>

教職員代表	校長、教頭、保健主事、養護教諭等
児童生徒代表	児童生徒会会长、児童生徒会保健委員等
保護者代表	PTA 役員、各学年委員長、保健委員等
指導・助言者	学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
関係機関代表	教育委員会、保健所、市町村保健衛生係等
地域の人々	町内会関係者、商店、企業等



- ・自他の健康課題の発見や解決に向けた取組による自己変容を確認するための ICT の効果的な活用の推進
- ・ICT の双方向性を活かした家庭、地域への情報発信や取組状況の把握など効果的な活用の推進

【推進指標】

指標	現状値	目標値(R9)
「朝食を毎日食べている」と回答した小学6年生、中学3年生の割合	小81.5%, 中77.4% (R4)	100%
健康教育に係る研修会に参加した学校の割合	20.6% (R3)	毎年度33.3%以上
学校保健委員会に学校外の委員が出席した学校の割合	45.0% (R3)	100%
学校給食における地場産物の使用率	48.2% (R3)	50.0%
栄養教諭による食に関する指導の月当たり平均取組回数	小1.6回, 中1.2回 (R3)	12回



担当課 HP

●健康リテラシー

健康に関する情報を入手し、理解し、評価して活用するための能力。

●リーダー育成システム

広域分散型の本道において、ブロック等各地域で健康教育を推進する中心的役割を担う養護教諭・栄養教諭をリーダーに指定し、実践研究やその成果の普及及び初任養護教諭等の指導等を行う取組。

●学校保健委員会

学校保健の関係者（管理職、養護教諭や栄養教諭等の学校保健担当教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者・児童生徒代表、地域の保健関係機関の代表等）で、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。

施策項目 10

道徳教育の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 幼児期から高校までの教育活動全体を通じて、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。
- 学校における道徳教育について、保護者や地域の人々と共に通理解を図り、相互の連携に向けた取組を推進します。
- 人権に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を推進します。

主な取組

- 学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な道徳教育の推進
 - ・ 校長の方針の下、全教職員が協力した道徳教育の推進体制の確立
 - ・ 道徳科を要とした道徳教育におけるカリキュラム・マネジメント*の充実
 - ・ 子ども一人一人のよい点や可能性、成長の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できる評価の充実
- 道徳科の授業改善の取組の推進
 - ・ 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考えを深めるなど、道徳科の特質を踏まえた指導方法や評価方法の工夫・改善に向けた校内研修の充実
 - ・ 本道にゆかりのある先人などを題材とした道徳教育に関する教材等の効果的な活用の推進
- 家庭や地域社会との連携による指導の充実
 - ・ 保護者や地域の理解と協力を得るための積極的な授業公開等の促進
 - ・ 外部人材の協力を得た授業の支援
 - ・ コミュニティ・スクール*などを活用した学校運営協議会における協議の充実
- 組織的・計画的な人権教育の推進
 - ・ 子どもの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・ 指導者研修会等による教員の指導力向上
 - ・ 地域での啓発活動により、人権に対する意識を醸成

関連する主な SDGs の目標



【道徳教育】

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。

※参考：「小学校学習指導要領（平成29年告示）」

【参考資料】北海道版道徳教材「きた ものがたり」
～北海道の先人の生き方に学ぶ～



・本道にゆかりのある先人などを題材とした道徳教材



【人権教育】

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権教育の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ことを旨としており、児童生徒に基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて推進することが重要です。

※参考：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

【参考資料】北海道人権施策推進基本方針(令和3年7月)



・道民一人一人が互いの個性や人格を尊重し合い、真に人権が尊重される北海道づくりに取り組むため、道が策定



- ・ICT を効果的に活用した道徳科の授業改善への支援
- ・学校のホームページなど ICT を活用した家庭・地域社会への周知
- ・道徳教育に関する教材・実践事例等を掲載した Web ページの充実

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小 76.8%, 中 77.6%	小 87.0%, 中 84.0%
道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小 82.3%, 中 88.8%	小 90.0%, 中 94.0%
道徳科の保護者や地域への授業公開を全学年で行っている学校の割合	小 70.8%, 中 77.2%	小 91.0%, 中 95.0%
研究授業等の実践を通じた道徳科の授業改善に関する校内研修を行っている学校の割合	小 74.6%, 中 80.6%	小 98.0%, 中 94.0%



担当課 HP

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べることができる制度。

施策項目11 ふるさと教育の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 全ての学校において、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める学習活動を通して、子どもたちが身近な地域の魅力や課題などを知り、地域社会の構成員の一人としての意識やふるさと北海道に対する愛着や誇りを育むとともに、本道の未来を切り拓き、地域の将来を担う人材を育てる教育を推進します。
- 地域の施設や人材等を効果的に活用した体験的な学習や探究的な活動などを通して、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等やアイヌの人たちの歴史・文化等、北方領土、縄文遺跡群等について理解を深める教育を推進します。
- 本道の自然や歴史・文化・観光産業等の教育資源を効果的に活用した指導など、ふるさと教育の充実に資する教員研修を推進します。

主な取組

- **身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める教育活動の推進**
 - ・ 地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 「北前船寄港地・船主集落*」や「炭鉄港*」をはじめとする観光資源を活用した実践事例等の提供
 - ・ 「北海道みんなの日*条例」を踏まえた教育活動の促進
- **アイヌの人たちの歴史・文化等に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 理解を深める指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 小・中学校におけるアイヌ教育相談員*の講話等による学習指導の充実に向けた支援
- **北方領土に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 正しい理解を促進する指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 知事部局と連携した児童生徒の領土問題への関心を高めるための各種取組の支援
- **北海道・北東北の縄文遺跡群*をはじめとした世界遺産に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 理解を深める指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 知事部局と連携した児童生徒の世界遺産への関心を高めるための各種取組の支援

関連する主な SDGs の目標

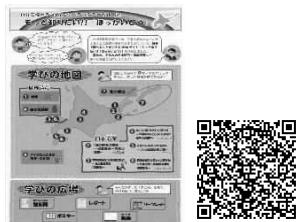


○ ふるさと教育の充実に資する教員研修の充実

- 教員や指導主事*等を対象とした研修の実施
- 地域の自然や歴史・文化・観光産業等の教育資源を活用した指導計画や、実践事例の作成・普及
- アイヌ教育相談員の派遣による教員研修の充実
- ICT 活用などによる、ふるさと教育を推進する学校間交流の促進

【北海道の教育資源検索サイト「もっと知りたい！！『ほっかいどう』」】

各学校におけるふるさと北海道への愛着や誇りを育む教育活動の充実に役立つよう、縄文遺跡群も含めた全道各地の多彩な自然や歴史、文化、観光産業等の教育資源等を紹介しています。



- ICT 機器やインターネット、動画教材等を効果的に活用した授業改善の推進
- オンラインを活用した、ふるさと教育の充実に資する教員研修の充実
- ふるさと教育に関する教育プログラムや実践事例を掲載した Web ページの充実

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えている児童生徒の割合	小 49.5%, 中 39.7%	小 65.0%, 中 55.0%
アイヌの人たちの歴史・文化等の学習において、施設や人材・動画教材等を活用している学校の割合	小 76.9%, 中 75.3%	100%
北方領土に関する学習において、施設や人材・動画教材等を活用している学校の割合	小 84.8%, 中 85.9%	100%



担当課 HP

●北前船寄港地・船主集落

- 日本各地に繁栄をもたらした北前船に関する有形・無形文化財群。2017（平成 29）年 4 月に「荒波を越えた男たちの夢が創いた異空間～北前船寄港地・船主集落～」として日本遺産に認定され、現在の構成自治体は 48。道内では、小樽市、石狩市、函館市、松前町が構成自治体となっている。

●炭鉄港

- 近代北海道を築く基となった三都（空知・室蘭・小樽）を、石炭・鉄鋼・港湾・鉄道というテーマで結ぶことにより、人と組織の新たな動きを作り出そうとする取組として、2019（令和元）年 5 月に「本邦国策を北海道に觀よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」として日本遺産に認定。

●北海道みんなの日

- 7 月 17 日を、北海道の歴史や文化、豊かな自然や風土など、北海道の価値を見つめ直し、誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築きあげることを期する日として、2017（平成 29）年に北海道が制定。

●アイヌ教育相談員

- 教員や小・中学生等を対象とした講話や出前授業の実施、教員の研修会等で活用する資料等の作成など、小・中学校等のアイヌの人たちの歴史・文化等に関する学習を支援する職員。

●北海道・北東北の縄文遺跡群

- 2021（令和 3）年 7 月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する 17 か所の縄文遺跡群（うち道内に 6 か所）。

●指導主事

- 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員。

施策項目12 グローバル人材の育成

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 北海道に求められるグローバル人材像*を踏まえ、多くの高校生が海外へ羽ばたけるよう、グローバル人材育成の機運を醸成しながら、留学を目指す生徒の増加及び留学の促進に向けて、留学の受入先の確保など、総合的な支援を促進します。
- 小学校段階から系統的な英語教育を進め、高校卒業段階において、日常的なコミュニケーションができる程度の英語力を育成する取組を実践するとともに、英語以外の外国語を学ぶ生徒を支援する取組を推進します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、全ての学校において国際理解教育を充実させるとともに、異文化交流や多様な価値観に触れる機会を創出するなど、生徒が道内大学の留学生や地域の外国人等と交流する取組を促進します。
- 積極的なICTの活用により、本道の児童生徒が海外の子どもたちとオンラインでつながる機会を創出し、SDGs達成への鍵である持続可能な開発のための教育（ESD*）における協働的な学びを充実させ、必要な能力・態度を育成する取組を推進します。

主な取組

- 留学機運の醸成及び高校生による海外留学の促進
 - ・ 留学経費の支援の充実を図るため、ふるさと納税のPRを通した留学を支える機運の醸成
 - ・ 留学経験のある高校生をロールモデルとした事業の実施など、グローバル人材育成の好循環の実現
 - ・ 海外の教育行政機関との教育分野における提携の推進や提携した国・地域との信頼関係の強化
 - ・ 交換留学プログラムの提供や留学事例の紹介等、留学支援に係る取組の促進
- 外国語教育の充実
 - ・ 小・中学校における目的や場面、子どもたちの興味・関心に応じた英語によるコミュニケーションを図る授業、高校等における言語活動の充実やパフォーマンステストの実施など、4技能5領域*のバランスの取れた英語力の育成に向けた授業改善の推進
 - ・ 学校種間で連携した研修の実施など、小・中学校、高校の系統的な英語教育の指導体制の充実
 - ・ 「CAN-DOリスト*」の児童生徒・保護者との共有や学習到達目標の達成状況の把握による指導や評価の改善・充実
- 異文化交流や多様な価値観に触れる機会の創出
 - ・ 外国語を母国語とするALT(外国語指導助手)や地域の外国人材等を活用した、他の文化や考え方を理解する取組の推進
 - ・ 道内大学に在籍する留学生を派遣するなど道立高校における異文化交流などの機会を充実

関連する主な SDGs の目標



○ ICT を活用したオンライン交流の推進

- ・発声ややり取りのモデルを示したり、遠隔地の子どもたちと英語で交流したりするなど、小・中学校における1人1台端末の効果的な活用による指導の効率化や言語活動の充実
- ・交流相手校との時差を踏まえた同時双方向型での交流やメッセージ動画の交換など、高校段階における海外の高校生等とのオンライン交流の推進
- ・SDGsの実現に向けて、異なる文化や習慣を持つ同年代の若者と意見交換を行うなど、高校における協働的な学びの実践



- ・ICT機器やインターネットを活用した授業改善の推進
- ・高校段階における海外高校生等とのオンライン交流の推進
- ・対面での交換留学を疑似体験できるオンライン交換留学の実施

【推進指標】

指 標	現状値(R3)	目標値(R9)
道内の公立高校における留学生の割合	0.01%	1.00%
中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合	47.4%	60.0%
高校卒業段階で英検準2級以上を取得又は英検準2級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合	44.1%	60.0%
「CAN-DOリスト」の学習到達目標の達成状況を把握している中学校・高校の割合	中 81.2%, 高 82.3%	100%
英語の発信力に係るスピーチングテスト及びライティングテストの両方を実施している高校の学科の割合	58.0%	100%



担当課 HP

●北海道に求められるグローバル人材像

北海道への誇りと異なる文化への寛容を身に付け、国際社会に貢献する高い志と広い視野を持って、地域や世界の課題解決に向けて主体的に取り組もうとする意思を持つ人材。(2016(平成28)年9月北海道「北海道におけるグローバル人材の育成に向けて」)

●ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

●4技能5領域

英語教育における「聞くこと」「読むこと」「話すこと「やり取り」「話すこと「発表」「書くこと」の技能及び領域。

●CAN-DOリスト

英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述したリスト。

施策項目13 ICTの活用推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の育成に向けて、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメント*の充実を図ります。
- 各教員が教科等の指導において効果的にICTを活用し、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、協働的な学びと個別最適な学びを一体的に充実した授業に関する指導助言や必要となる研修を実施するなどにより、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的にICT活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程におけるICT活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となつた取組の充実を図ります。
- GIGAスクール構想*によって整備されたICT環境が適切に維持・管理されるよう、自校におけるICT環境整備の方針を明確にするとともに、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組みます。



主な取組

- 児童生徒の情報活用能力の育成に資する実践の普及・啓発
 - ・各学校における取組の参考となる資料の作成
 - ・学校における先進事例を収集し各学校に普及
 - ・児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラルに関する指導資料を作成・周知し情報モラル教育を充実



○ 教員の ICT の効果的な活用に向けた取組の充実

- ・ ICT の活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実
- ・ 今日的に求められる ICT 活用を踏まえ、各地域や学校における、子どもの発達段階等の状況に応じた ICT 活用研修の充実
- ・ 効率的な研修の実施に向け、校内研修等で活用できる動画等の研修資料の提供
- ・ 遠隔地との交流や国際交流等の ICT を活用した体験活動の充実

○ 情報通信技術支援員（ICT 支援員）*等外部人材による教員の ICT 活用の支援

- ・ それぞれの地域での外部人材の確保や ICT の活用を支援できる学校職員の育成に向けた、ICT 活用研修の実施
- ・ 外部人材によるサポートの充実に向けた、校内のマネジメントの促進

○ 感染症や災害発生時などにおける教育活動の継続に向けた支援

- ・ 非常時における ICT を活用した学びの保障に係る好事例の収集と発信
- ・ 通信環境が整っていない家庭に対するルータの貸与など、非常時における家庭での ICT を活用した学びを支援

○ 学習者用デジタル教科書の効果的な活用

- ・ 道内におけるデジタル教科書を用いた好事例の収集と発信により、デジタル教科書の活用を促進

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
児童生徒一人一人に配備された ICT 機器を活用した授業が行われた学校の割合	小 69.9%, 中 63.7% (R4)	100%
授業に ICT を活用して指導することができる教員の割合	91.1% (R3)	100%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができる教員の割合	96.1% (R3)	100%



担当課 HP

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な観点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人材は物的な体制を確立するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●GIGAスクール構想

2019（令和元）年12月に閣議決定。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ことや「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。

2021（令和3）年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタート。

●情報通信技術支援員（ICT 支援員）

教職員の日常的な ICT を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援などに従事し、学校教育法施行規則第65条の5に規定される職員。

施策項目 14 いじめ防止の取組の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学校、家庭、地域、行政の連携を一層強め、いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実を図り、子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもなることがなく、安心して過ごせる居場所づくりを、全ての学校で推進します。
- 全ての子どもたちが、「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、望ましい人間関係を構築するなど、子どもの健やかな成長を促す生徒指導を展開し、子どもが主体的に取り組むいじめの未然防止に向けた取組の充実を図ります。
- いじめ被害や「死にたい」などの子どもの不安や悩みを早い段階から把握し、学校・家庭が協力して対応できるよう、学校でのスクールカウンセラー*等との連携による教育相談や、24時間対応の電話、メール、SNSを活用した相談窓口の活用促進など、相談体制の充実を図ります。
- ネット上のいじめやトラブルの防止、感染症等に関する偏見・差別、誹謗中傷等の防止に向けた取組を徹底します。障がいや性的マイノリティなど配慮を要する子どもへのきめ細かな支援の充実を図ります。

主な取組

- **いじめの未然防止の促進**
 - ・ 児童会や生徒会活動での主体的ないじめ防止に取り組む活動の推進
 - ・ 自己有用感や社会性を高めるソーシャルスキルトレーニング*やピア・サポート*、アサーショントレーニング*など心理教育プログラムの推進
 - ・ 道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
 - ・ 児童生徒のコミュニケーションスキルを測定するアセスメントツール「ほっと」など、客観的データを活用した児童生徒理解の充実
 - ・ 不安や悩みを抱えたときの対処方法を学ぶ「SOSの出し方に関する教育*」を含む自殺予防教育の推進
- **いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実**
 - ・ 児童生徒間の「からかい」や「嫌がらせ」なども含め、いじめを積極的に認知し、その解決に向けた学校いじめ対策組織による早期発見・早期対応の徹底
 - ・ 北海道いじめ問題対策連絡協議会等によるいじめ問題への実効性のある取組の推進に向けた学校、家庭、地域、関係機関の連携強化
 - ・ 教職員とスクールカウンセラー、弁護士等の専門家との連携強化によるいじめ対策組織の強化
 - ・ いじめ対応に係る学校と教育委員会の責務への理解深化を図る教員研修の充実
 - ・ 犯罪行為に相当するいじめ事案の対応における警察との連携の徹底

関連する主な SDGs の目標



○ 教育相談体制の充実

- ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*の派遣の拡充
- ・「子ども相談支援センター」での24時間対応の電話・メール相談、SNSを活用した相談窓口の利用促進
- ・1人1台端末を活用した児童生徒の不安や悩みを早期に把握する相談窓口の利用促進
- ・児童生徒が相談しやすい校内体制の整備や相談窓口の周知

○ 社会の変化に応じたいじめ問題への対応、差別・偏見、誹謗中傷等の防止

- ・ネットパトロールによるネット上のトラブルの早期発見、早期対応、ネットモラルを含めた情報モラル教育の充実
- ・感染症等への正しい知識や差別・偏見等の防止に向けた指導の徹底と家庭、地域への啓発の充実
- ・障がいや性的マイノリティなど配慮を要する子どもへの支援について理解深化を図る教員研修の充実



- ・ICTを利用したアセスメントツールの活用による児童生徒理解
- ・SNSなどICTを活用した相談窓口の利用促進
- ・ネットパトロールによる早期発見、早期対応

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小 86.9%, 中 84.0% (R4)	100%
「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小 95.9%, 中 96.5% 高 96.1% (R3)	100%
いじめ防止に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家を交えて研修等を複数回行っている学校の割合	小 12.7%, 中 18.3% 高 12.9% (R4)	75.0%
望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を複数回実施している学校の割合	小 23.6%, 中 24.4% 高 28.6% (R4)	100%
関係機関と連携したネットの不適切な利用の未然防止等に関する防犯教室を実施している学校の割合	小 77.2%, 中 90.9% 高 92.7% (R3)	100%



担当課 HP

●スクールカウンセラー

児童生徒へのカウンセリング及びカウンセリング等に関する教職員や保護者等に対する助言・援助を行う心理の専門家。

●ソーシャルスキルトレーニング

友人関係を円滑に進め、維持していくための能力（ソーシャルスキル）を高めるため、児童生徒が仲間との適切なやりとりを学ぶ学習活動。

●ピア・サポート

児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るための活動。

●アサーショントレーニング

他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す主張訓練活動。

●SOSの出し方に関する教育

子どもが不安や悩みを抱え、危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めるべきかなど、実践的に学ぶことを目的とした教育活動。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働きかけ、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働きかける社会福祉の専門家。

施策項目15 不登校児童生徒への支援の充実

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学校において、子ども同士の良好な人間関係が構築されるとともに、子どもと教員との信頼関係が構築され、全ての子どもにとって安心感と充実感が得られる魅力ある学校づくりを推進します。
- 各学校において、校長のリーダーシップの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実を図るとともに、不登校の子どもたちを組織的・計画的に支援する体制整備を促進します。
- 不登校の子どもたちへのきめ細かな支援を行うため、アウトリーチ型支援*の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センター*の設置促進や、学校と教育委員会、関係機関、フリースクール等の関係団体との連携を強化し、子どもたちへの多様で適切な教育機会の確保に努めます。
- 各学校において、不登校や感染症の回避のために登校しない子どもたちへの支援のため、1人1台端末を活用し、オンライン授業等による学習支援やカウンセリングを実施するなどして、ICTを活用した適切な支援を推進します。

主な取組

- 魅力あるより良い学校づくりの推進
 - ・ 自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与える教育活動の充実
 - ・ いじめや暴力行為への毅然とした対応、教員の体罰等への厳正な指導の徹底
 - ・ 学習内容を確実に身に付け、学ぶ意欲を高める指導方法や指導体制の一層の工夫改善
 - ・ 子どもたちが主体的に取り組む共同的な活動を通して、互いに活躍する場面を作る「絆づくり」の推進
- 不登校の子どもを支援する体制の強化
 - ・ 就学・進学に伴う学校間での情報共有や進級に伴う校内での引継ぎも含め、学校、家庭、関係機関との連携による「児童生徒理解・支援シート*」の作成と継続的な支援の推進
 - ・ 予兆への対応を含めた初期段階からの教育相談の実施等による早期対応の徹底
 - ・ 自己有用感や社会性を高めるソーシャルスキルトレーニング*やピア・サポート*、アサーショントレーニング*など教育心理プログラムの推進
 - ・ 学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに、対面でのカウンセリング等の機会の充実や、教員と連携を強化できる体制を整備
 - ・ 「子ども相談支援センター」での24時間対応の電話・メール相談、SNSを含むICTを活用した相談窓口の利用促進

関連する主な SDGs の目標



○ 多様で適切な教育機会の確保

- 市町村による教育支援センターの設置及び学校と教育支援センターの連携による訪問支援などの取組の拡充を促進
- 教育委員会・学校とフリースクール等の民間団体との連携によるきめ細かな支援の推進
- 不登校の子どもたちへの支援に向けた児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実

○ ICT を活用した適切な支援の推進

- 学校と家庭を結んだオンライン授業や、ICT を活用した学習教材の提供など、個に応じた学習機会の確保
- 1人1台端末を活用し、教員やスクールカウンセラーによるオンラインでのカウンセリングなど、個に応じた教育相談機会の確保



- SNSなどICTを活用した相談窓口の利用促進
- オンライン授業などICTを活用した学習機会の確保
- オンラインカウンセリングなどICTを活用した教育相談機会の確保

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
児童・生徒会活動を通じて、人間関係や仲間づくりを促進した活動を実施している学校の割合	小 89.8%, 中 91.5% 高 97.7% (R3)	100%
「児童生徒理解・支援シート」を作成し、家庭、関係機関等と連携し支援している学校の割合	小 80.7%, 中 92.8% 高 92.4% (R4)	100%
学校及び教育支援センター・フリースクール等において相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合	小 79.6%, 中 77.7% 高 93.8% (R3)	100%
不登校の子どもに対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学校の割合	小 44.0%, 中 49.6% 高 77.9% (R4)	小・中 90.0% 高 100%

生徒指導・学級安全課



担当課 HP

●アウトリーチ型支援

学校と教育支援センターの連携による訪問支援や学校と家庭を結んだオンラインによる学習支援・相談対応など、支援が必要であるにも関わらず手が届いていない人に対して積極的に働きかけること。

●教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導を行う施設。

●児童生徒理解・支援シート

学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し情報を共有するとともに、児童生徒や保護者との話し合いを通じて一人一人に応じた支援策を取りまとめたシート。

●ソーシャルスキルトレーニング

友人関係を円滑に進め、維持していくための能力（ソーシャルスキル）を高めるため、児童生徒が仲間との適切なやりとりを学ぶ学習活動。

●ピア・サポート

児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るための活動。

●アセショントレーニング

他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す主張訓練活動。

施策項目16 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 教員の資質能力の向上に向けて、教員養成大学*をはじめとする関係機関と連携して教員の養成・採用・研修の一体的な改革を進めるとともに、広域分散型の本道において求められる人事配置や研修の充実に取り組みます。
- 教員の採用選考検査の方法や内容について、不断に見直しを行い、強い使命感や社会性、実践的指導力など、教員育成指標*を踏まえた本道が求める資質能力を十分に備えた教員の採用に取り組み、安定的な学校体制の構築を目指します。
- 社会の変化を前向きに受け止め、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い指導ができるよう、教員を目指す学生や教員が継続的に知識・技能を習得できるようにします。
- 時代の変化が大きくなる中で、社会のニーズに対応するため、多様な知識・経験を持つ学校外の人材と連携した教育を推進し、教員の資質能力の向上を図ることができます。
- オンラインを活用した研修プログラムの一層の充実を図るなど研修の効率化と質の向上を図るとともに、教員がそれぞれのキャリアステージ*において、主体的に学び続け、資質能力の向上に取り組むことができるよう研修環境の改善・充実に努めます。

主な取組

- 教員養成大学等と連携した教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
 - ・ 教員養成大学や市町村教育委員会等と連携した草の根教育実習システム*などの取組強化
 - ・ 教員養成段階における学生の資質能力の向上に向けた教員養成大学との連携強化
- 意欲と能力ある学生の確保に向けた教職の魅力向上に関する取組の充実
 - ・ 教員ポータルサイトにおける北海道内外の教員を目指す学生・社会人に対する情報発信
 - ・ 高校段階から教職への意識高揚のため、明確な目的をもって教員養成大学を志望できるように支援する教員養成セミナーや、市町村教育委員会と連携したインターンシップの推進
 - ・ 教員養成大学の学生が教員を目指さない理由などの実態を踏まえた潜在的担い手の確保の実施
 - ・ ホームページやSNS等を活用した広報活動の充実
- 資質能力を備える教員の確保に向けた教員採用選考検査の工夫・改善
 - ・ より受検しやすくなるための方法など、本道の教員を目指す道内外からの志願者の実態を踏まえた選考検査の工夫・改善
 - ・ 電子申請による応募や選考検査実施要領の簡素化、2次検査の受検地選択制など、実施方法の工夫・改善による受検者の確保

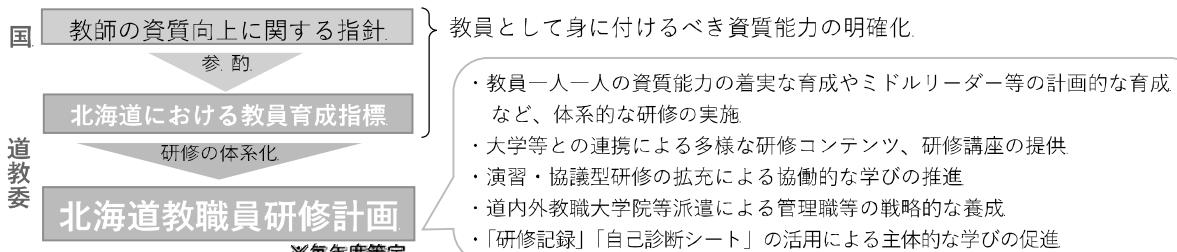
関連する主な SDGs の目標



○ 地域特性を踏まえた人事配置、遠隔システム等を活用した教員研修の実施

- ・ 地域枠採用や広域人事の推進など、地域間の教職員の年齢や経験の差などを踏まえた教職員構成の適正化に向けた教職員人事の促進
- ・ 全道、全国の教員と共に学び、教員としての視野を広げ、本道の教育課題の解決に即戦力として携わる資質能力を高めることができる道内外教職大学院等への教員長期派遣の実施
- ・ 大学等との連携による多様な研修コンテンツの提供等、個別最適な学びに対応した研修の充実
- ・ オンラインミーティングや集合型の演習等による、教員同士の協働的な学びの促進
- ・ 教員育成指標に照らして、個人目標を設定し研修受講の見通しをもつことができる、自己診断シート等の活用による、個別最適な研修を選択し主体的に資質能力の向上に取り組める仕組みの構築

【教員の「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実に向けた研修計画の整備】



- ・教職の魅力向上について、ホームページや SNS 等を活用した広報活動の取組
- ・教員採用選考検査における電子申請の導入
- ・遠隔システム、オンデマンド形式を活用した教員研修の効率化

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
教員採用選考検査の受検倍率	2.2 倍 (R4)	3.0 倍
個々の教員が校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している学校の割合	小 84.8%, 中 83.3% (R4)	100%
教員が道教委の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映している学校の割合	小 95.0%, 中 95.1% (R3)	100%



担当課 HP

●教員養成大学

教育職員免許状の取得が卒業要件となっている大学。

●教員育成指標

教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、キャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。

●キャリアステージ

養成、初任、中堅、ベテラン、管理職といった、経験年数や職位等の教職の段階。

●草の根教育実習システム

へき地・小規模校における教育実習やへき地校体験実習などの多様な実習体験により、児童生徒との触れ合いや地域との交流を通じた教職のやりがいを醸成する取組。

施策項目17 働き方改革の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するために行う取組であり、学校運営（マネジメント）そのものであるという考え方の下、各学校における学校改革の取組を支援します。
- 校長のリーダシップの下、教員一人一人が、ワークライフバランス*の視点を持ちながら、自らの授業を磨き、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を実践します。

主な取組

○ 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・ 学校における働き方改革の手引「Road*」の積極的な活用の促進
- ・ 学校における情報化の推進に対応し、校務の効率化や事務作業に要する時間の減少を図るため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、ICTを積極的に活用した教育活動や業務の推進
- ・ 学校における働き方改革の趣旨が保護者や地域の方々に浸透するよう、積極的な情報提供や広報活動を展開

○ 部活動指導に関わる負担の軽減

- ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュ、教職員の過度な負担の抑止を図るため、「北海道における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日の完全実施を推進
- ・ 技術指導や安全管理を交代で行う「複数顧問」や、教職員に代わって指導を行う「部活動指導員」の配置の推進と効果的な活用
- ・ 休日の部活動の地域移行に向けた地域の実情に応じた検討と具体的な取組の推進

○ 勤務時間意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ・ 教職員の在校等時間*の客観的な計測・記録及び公表
- ・ 定時退勤日の実施や年次有給休暇の取得促進、週休日の振替、勤務時間のスライド、振替期間等の特例の活用、1月単位及び1年単位の変形労働時間制の適用等によるワークライフバランスを意識した働き方の推進
- ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定を推進

関連する主な SDGs の目標



○ 教育委員会による学校サポート体制の充実

- 教職員のストレスチェックや産業医による面接指導の実施など、メンタルヘルス対策の推進
- 調査の必要性や手法の妥当性を考慮するなど、学校を対象とする調査業務の見直し・精選の推進
- 学校が抱える諸課題に対しスクールロイヤー*等による法的な観点からの支援と積極的な利用の促進
- 学校組織体制の整備や事務職員との役割分担、業務支援・指導助言の充実など、長時間勤務となっている副校長、教頭を支援する取組の推進

学校における働き方改革の目的

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。

(平成31年1月、中央教育審議会答申)

長時間勤務の解消

本来業務の時間確保 による授業力向上

子どもたち一人一人の 学びを支える教育の充実

- 働き方改革手引の活用
- ICTによる業務の効率化
- 部活動の地域移行
- 学校閉庁日の設定

- 授業準備・教材研究の充実
- 研修の受講機会の確保
- 若手教員の育成
- 心身の健康維持・向上

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実



- 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- クラウドサービスやデジタル教材を活用した教育活動の充実
- 校務支援システム等を活用した業務の推進

【推進指標】

指標	現状値	目標値(R9)
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教育職員の割合	74.4% (R3)	100%
時間外在校等時間が1年間360時間以内となる教育職員の割合(道立学校)	54.0% (R3)	100%
市町村立学校の時間外在校等時間を公表している市町村の割合	43.8% (R4)	100%

教職員課 福利課



担当課 HP

●ワークライフバランス

「仕事(ワーカー)」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「生活(ライフ)」のバランスが取れた状態。

●働き方改革の手引「Road」

北海道教育委員会が、働き方改革を進めるためのプロセスやポイント、業務改善を実践した学校の具体的な取組事例や手順等を取りまとめた手引。

●在校等時間

学校に在校している時間に「校外において職務として参加する研修や児童生徒を職務として引率する時間、テレワークの時間」を加え、「勤務時間外における自己研さん及び業務外の時間や実際に休憩した時間」を除いた時間。

●スクールロイヤー

学校現場における外部からの過剰な要求など対応困難な諸課題に対し、専門的知見に基づき、解決に向けて学校への法的助言を行う弁護士。

施策項目18 学びのセーフティネットの構築

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 経済的理由等により就学の機会が損なわれることがないよう、支援を必要とする全ての児童生徒や保護者に対する就学支援に関する制度の活用を推進します。
- 学齢期に様々な事情から十分な義務教育を受けることのできなかった方など、多様なニーズを踏まえ、それに応じた学習機会の場の提供を図ります。
- 高校における学び直しなどの学習支援や、教育相談の充実などによる中途退学の防止に向けた取組を推進するとともに、高校中退者に対しては、社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実が図られるよう、関係機関等と連携した取組を進めます。
- ヤングケアラー*や生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保することや、学校においてヤングケアラー等の早期発見・早期対応ができる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の派遣を通じて、地域において、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携したきめ細かな支援体制の充実を図ります。

主な取組

○ 就学に係る経済的支援の推進

- ・ 市町村が実施している要保護者及び準要保護者*に対する就学援助制度をはじめ、高校生に対する就学支援金や奨学給付金制度、特別支援学校等への就学者に対する就学奨励制度等の活用を推進
- ・ 各種支援制度の保護者向け啓発資料作成や道教委 Web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
- ・ 就学援助制度の適切な実施と保護者に対する分かりやすい制度周知や簡便な申請方法の実施など更なる制度活用に向けた市町村教育委員会への支援
- ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導

○ 学びの機会の保障

- ・ 学識経験者や関係団体等で構成する「夜間中学等に関する協議会」において、オンラインの活用も含めた教育機会の提供の在り方などについて検討・協議
- ・ 市町村と連携し、地域の実情を踏まえた学習ニーズの把握やニーズに応じた学習機会の提供に向けた取組の推進
- ・ 教育機会の確保が図られるよう、札幌市や他府県の先進的な夜間中学校の開校までの経緯や取組事例などについて情報収集し、特色ある教育活動を情報発信
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導に向け、教員を対象とした研修や優れた事例の提供など、市町村教育委員会や学校の取組の支援

関連する主な SDGs の目標



○ 高校中退者の社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実

- ・高校における個に応じた学習指導やスクールカウンセラーの派遣等による教育相談の充実
- ・中途退学者等に高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談や学習支援等の取組の充実
- ・地域若者サポートステーション*などの関係団体と連携した就労や経済的自立の支援

○ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実

- ・道教委の電話・メール、SNS 相談事業において、相談を受け付けていることなどについての周知
- ・学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールカウンセラーによる日常的な相談体制の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施
- ・支援について理解の深化を図る教員研修の充実



- ・道教委 Web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
- ・ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給制度を導入する市町村の割合	97.8% (R4)	100%
道内公立高校の中途退学者のうち、「学校生活・学業不適応」を理由とするものの割合	30.1% (R3)	14.0%
ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合	24.2% (R4)	100%

担当課 HP



●ヤングケアラー

高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族等の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話等他の援助を提供する 18 歳未満の者。

●スクールカウンセラー

児童生徒へのカウンセリング及びカウンセリング等に関する教職員や保護者等に対する助言・援助を行う心理の専門家。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働きかけ、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働きかける社会福祉の専門家。

●要保護者及び準要保護者

要保護者は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する、常に生活保護を受けているといないに問わらず保護を必要とする状態にある者。準要保護者は、要保護者に準ずる程度に生活に困窮している方で、市町村教育委員会が定めた認定基準に該当する者。

●地域若者サポートステーション

厚生労働省が委託し、進路が決まらないまま学校を中退した若者や進路未決定卒業者等を対象に、コミュニケーション訓練や協力企業への就労体験などの若者の就労に向けた支援を行う機関。

施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。
- 人口減少など社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応しつつ、地域と連携・協働した魅力ある高校づくりを推進し、地域に愛着と誇りを持ってふるさとの発展に貢献していく人材を育みます。

主な取組

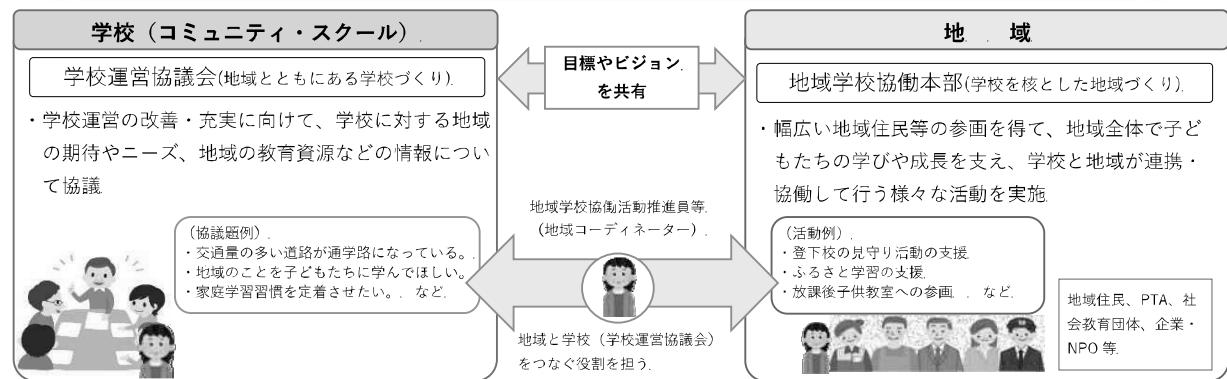
- **学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成**
 - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
 - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
 - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
 - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
 - ・ 地域課題探究型の学習活動*の推進
- **学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進**
 - ・ 地域学校協働活動推進員等*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
 - ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- **地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築**
 - ・ コミュニティ・スクール*と地域学校協働本部*の一体的推進の支援
 - ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
 - ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援
- **多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進**
 - ・ 地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の充実
 - ・ 社会の変化や生徒の学習ニーズへの対応、地域の実情等を考慮した多様なタイプの高校づくりの推進
 - ・ 小規模校化した学校の生徒の興味・関心や進路希望等に対応するための遠隔授業を活用した教育課程の充実

関連する主な SDGs の目標



地域と学校の連携・協働の推進イメージ

子どもを中心に学校づくり・地域づくりを考えることで、地域を一つに



- ・学校・地域の教育活動に関するオンライン上の資料の充実
- ・オンラインでも参加できる研修会の実施促進
- ・遠隔授業による長期休業期間中の進学講習の実施

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
学校運営協議会を設置している学校（コミュニティ・スクール）の割合	74.0%	93.0%
地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会に参画している学校の割合	30.6%	56.0%
地域学校協働活動推進員等を対象とした研修の参加者数	73人	毎年度 160人以上
遠隔授業で実施した教科・科目について学びに対する興味・関心を高めることができたと感じた生徒の割合	79.7%	90.0%



担当課 HP

●地域課題探究型の学習活動

地域の住民と生徒が地域の課題に向き合い、多様な経験や技術をもつ地域の人材・企業等の協力を得ながら、課題解決に向けて協働する学習活動。

●地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために、地域住民等と学校との間の情報共有や活動のコーディネート等を行う社会教育法に定められた「地域学校協働活動推進員」と道立高校の推進校や市町村立の学校において、所在する地域で同様の活動に取り組む「地域コーディネーター」を指す。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べることができる制度。

●地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重要とされている。

施策項目20 生涯学習・社会教育の振興

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 道民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要なときに必要な知識・技能を身に付け成長し、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指すことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 社会教育の推進に向けた取組への援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事*、社会教育士*などの人材の育成に努めるとともに、知事部局やNPO、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を推進します。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を活かした多様な体験活動を意図的・計画的に創出します。

主な取組

- **生涯にわたる学習活動の推進**
 - ・ 道民カレッジ*はもとより、社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の提供
 - ・ 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で活かす仕組みづくりの支援
 - ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発
- **社会的包摂の実現につながる取組の推進**
 - ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- **学びの活動をコーディネートする社会教育主事などの人材育成**
 - ・ 社会教育主事及び社会教育士を養成する社会教育主事講習の広域的な展開や資質・能力の向上を図る現職研修の充実
 - ・ 行政職員や教職員、民間事業者等を対象とした社会教育に関する研修機会の充実
- **多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上**
 - ・ 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実
 - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取組の支援
 - ・ ICT等の新しい技術を活用した学習活動の推進
- **地域の特色を活かした多様な体験活動の推進**
 - ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として地域の教育資源を活かした多様な体験活動の推進
 - ・ ホームページやSNS等を活用した体験活動の普及啓発の強化

関連する主な SDGs の目標



Topics 【家庭教育支援の推進】

- 関係機関との緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、企業等と連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図ることで、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう取組を推進します。
- ・家庭教育支援者同士のネットワークづくりの支援
 - ・家庭教育サポート企業等制度の推進
 - ・市町村における家庭教育支援チーム設置に向けた支援の推進

Topics 【読書活動の推進】

- 北海道子どもの読書活動推進計画を踏まえ、幼児からの発達段階に応じた読書習慣の確立に努めるとともに、市町村立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図る取組を進めます。
- ・幼児期からの読書習慣確立に向けた取組の強化
 - ・地域の住民や児童生徒が利用しやすい図書館となるための運営支援の強化
 - ・市町村立図書館や学校図書館に多くの地域住民が関わることのできる体制の充実



- ・オンラインによる効果的な学習や活動の方法の調査研究及び普及啓発
- ・ホームページやSNS等を活用した体験活動の普及啓発の強化
- ・オンデマンドによる時間や場所を限定しない研修会の実施強化

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
生涯学習の成果を活用している住民の割合	59.5% (R4)	80.0%
社会教育主事を配置している市町村の割合	68.7% (R4)	100%
障がい者の学習機会に関する実態把握をしている市町村の割合	26.8% (R4)	64.0%
道立青少年体験活動支援施設の利用者数	17.9万人 (R1)	毎年度 18.9万人以上
家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合	6.7% (R4)	54.0%
公立図書館の来館者数	556.6万人 (R3)	900.0万人



担当課 HP

●社会教育主事

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える社会教育法第9条の2に基づき都道府県及び市町村の教育委員会に配置されている専門的教育職員。

●社会教育士

大学における社会教育に関する必要科目の単位を修得、又は文部科学省の社会教育主事講習を修了した者に付与される称号。

●道民力レッジ

道民が自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材を育成することを目的とした生涯学者の学びの場。

施策項目21 安全・安心な教育環境の構築

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 児童生徒等が災害や事故、犯罪等から身を守ることができるように、自ら危険を予測して回避するための知識や行動を身に付けるなど危機対応能力、規範意識、社会貢献できる態度を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関との連携により効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。
- 児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会が、警察、消防、市町村の防災担当部局等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」等に基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を促進します。
- 道内において地震等による大規模災害が発生し、学校が被災した時に備え、被災した学校が早期に再開が可能になるよう、支援活動等に進んで協力する体制の構築と支援に努めます。
- 地震による人的・物的損害の発生防止のため、学校施設の耐震化や長寿命化改修による老朽化対策のほか、地域の避難所として全ての方が安心して利用できるようバリアフリー化等を促進します。

主な取組

- 体験を重視した効果的な交通安全教育と防犯教育の推進
 - ・ 幼児期からの発達段階に応じた交通ルールや自転車の乗車等安全に関する知識・技能を身に付けるための体験型交通安全教育の実施
 - ・ 性被害対策を含めた不審者対応訓練など、警察や関係団体等と連携した防犯教室・防犯訓練の実施
- 家庭や地域とともに学ぶ体験的な防災教育の推進
 - ・ 幼児教育施設や学校において、家庭や地域、防災関係機関との連携による避難所設営体験や非常食調理などの体験活動を核とする「1日防災学校*」の拡充
 - ・ 児童生徒が主体的に防災・減災について考える活動を通して防災意識の向上や学校、家庭、地域への啓発活動を行う「防災サミット*」などの取組の推進
- 安全確保や災害対応体制の確立
 - ・ 学校施設・設備の安全点検や対策の強化、「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」の新たな危機への対応とPDCAサイクルによるこれまでの取組の見直しを通じた安全体制の構築
 - ・ 学校・市町村教育委員会と道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など「通学路交通安全プログラム*」等に基づく効果的な取組の推進

関連する主な SDGs の目標



○ 被災地域の学校への支援に向けた体制の構築

- 学校に避難所が開設されたときの運営方法に関する教員研修の充実
- 学校が被災した際の早期学校再開に関する教員研修の充実
- 被災した児童生徒の心のケアに関する教員研修の充実
- 研修を通じた人材育成による被災地域の学校への支援体制の構築

○ 公立学校施設の長寿命化や耐震化・新しい時代の学びを実現する学校施設等の促進

- 学校施設の長寿命化、耐震化、バリアフリー化等の促進に向けた市町村への情報提供、要請
- 支援の充実と地方負担を軽減する財源措置を国に要望



- オンラインを活用した安全教育や防災教育の推進
- オンラインシステムを活用した被災地域の学校の支援に向けた研修の充実
- 「通学路交通安全プログラム」等安全確保の取組の Web ページへの掲載

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合	小 99.0%, 中 98.9% 高 100% (R3)	100%
児童生徒自らが積極的に学ぶ交通安全教育を行っている学校の割合	小 84.9%, 中 53.0% 高 98.8% (R3)	100%
地震に加え、地域の実態を踏まえた自然災害に応じた、避難（防災）訓練を実施している学校の割合	小 60.0%, 中 51.3% 高 64.8% (R3)	100%
地域と連携した「1日防災学校」を実施している市町村の割合（札幌市を除く）	84.3% (R4)	100%
公立小・中学校の耐震化率	98.7% (R4)	100%

担当課 HP

● 1日防災学校

- 北海道教育委員会、北海道、市町村防災担当部局、消防等の関係機関との連携により、学校において体験型やロールプレイ型の指導方法により実施する防災に関する授業。

● 防災サミット

- 「自分の命を守り抜くために」「地域防災力の向上のために」「防災意識を高めるために」を柱として、防災・減災について考え、意識を高める取組。

● 通学路交通安全プログラム

- 各市町村が通学路の安全確保を図るために、警察・教育委員会・学校・道路管理者など関係機関が連携した定期的な通学路の点検や安全確保対策を取りまとめたもの。

高校生防災宣言(抜粋)

- 災害時に自らの命を守り抜くために
 - 私たちは、周りの高校の取り組みを知るために高校生同士で共有・自発的に発信することができるネットワークを作り、自分の命を守り抜くために行動します。
 - 私たちは、一人一人が自らの命を守るためにクイズや学校の授業、防災小説などのイベントを通して楽しく防災について知る機会を作り、災害に対しての備えに取り組みます。

○ 地域防災力の向上のために

- 私たち高校生は、様々な世代間の架け橋になり、周辺地域に広報などの防災活動を積極的に行います。
- 私たち高校生は、他地域と情報や知識の交流をし、相互的に反映しあうことで全道レベルでの防災力向上に努めます。
- 私たち一人一人の防災意識を高めるために
 - 私たちは、生徒主体の取り組みを通じて、地域の特色に合わせ、よりリアルで身近に感じられる防災活動を自主的に行います。
 - 私たちは、コロナ禍においても、動画やパンフレット等を用いて地域・行政と連携し、学校の外へも防災の輪を広げていきます。

(令和4年11月 北海道高校生防災サミット)



施策項目22 芸術文化活動の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 世界文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が国内外に発信され、地域振興や観光資源などとして活かされるよう、知事部局と連携しながら取り組みます。

主な取組

○ 芸術文化に身近に接する機会の充実

- ・ 道立美術館等の所蔵品の活用や道内外の様々な美術館との連携による魅力ある展覧会の開催
- ・ 道内の公立・私立美術館等と連携・協力し、「アートギャラリー北海道*」などの取組を通じた、美術館機能の充実と地域の賑わいを創出
- ・ 子どもから大人まで、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場としての機能の充実が図られ、一層魅力が高まるよう、本道の芸術文化振興の中核を担う近代美術館の今後のあり方を検討
- ・ 時間や居住地にとらわれることなく、興味・関心に応じた鑑賞や検索の充実が図られるよう、所蔵品データベースや作品鑑賞のオンライン・プログラムなどによる情報発信の充実

○ 学校の教育活動への支援の充実

- ・ 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、道立美術館等の所蔵品を活用した鑑賞機会の拡充や鑑賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実
- ・ 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実
- ・ 中学校・高校における文化部活動の充実などを図るため、部活動指導員を派遣

○ 次代につなぐ文化財保護の推進

- ・ 道民共有の財産である文化財を引き継ぐため、指定文化財の現状把握・適切な管理や、未指定文化財の調査・指定等を推進
- ・ 市町村や関係団体と連携し、文化財保護強調月間*に「見る」「学ぶ」「体験できる」取組の情報等を発信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成

○ アイヌ民俗文化財の保存・伝承活動の推進

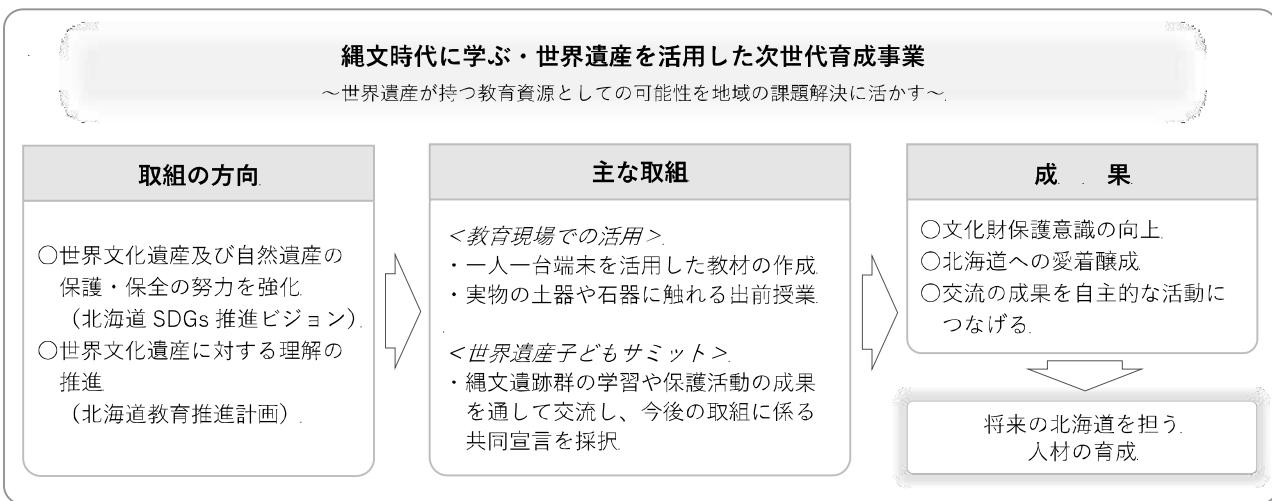
- ・ 将来にわたり、道民がアイヌの人たちの歴史や文化について理解を深められるよう、民俗技術の調査や伝統的な風俗慣習・民俗芸能の講座の実施など保存・伝承活動を推進

関連する主な SDGs の目標



○ 世界文化遺産に対する理解の促進

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群*」など世界遺産について、児童生徒の理解が深まるよう、学習教材の提供や教員研修の充実など、学校の教育活動を支援
- 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進



- 所蔵する美術品のデータベースの公開と美術作品のオンライン鑑賞
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」等についてオンライン上で学ぶことができる学習教材の整備

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数	147 校 (R3)	217 校
美術館・博物館のホームページの閲覧者数	212.6 万件 (R3)	274.3 万件
指定文化財所在市町村で北海道文化財保護強調月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合	83.1% (R4)	97.0%
「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校の割合	79.7% (R4)	100%

文化財・博物館課 秋山教諭課



担当課 HP

- アートギャラリー北海道
北海道の美術館等がネットワークでつながり、双方でアートを紹介・発信するとともに、若手作家との活動の場や機会の提供など美術館の機能を充実させることによって、「美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となる」ことを口指す取組。
- 文化財保護強調月間
北海道教育委員会が、道内の貴重な文化財を守り伝えるために、毎年 10 月 8 日から 11 月 7 日を「北海道文化財保護強調月間」と定めた期間。
- 北海道・北東北の縄文遺跡群
2021 (令和 3) 年 7 月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する 17 か所の縄文遺跡群（うち道内に 6 か所）。

Information

11月1日は『北海道教育の日』 ～道民がみんなで育てる未来の宝～



■ 「北海道教育の日」とは

家庭、学校、地域社会及び行政などが一体となって教育に関する理解と関心を高めるための様々な取組を展開することによって、道民の皆さんが必要な子どもたちに対する教育について考え、語り合い、行動するきっかけとしていただく日です。

■ 「北海道教育の日」の制定

教育関係団体を中心に民間35団体により組織された「北海道教育の日」制定推進協議会が、2006(平成18)年11月1日に「北海道教育の日」制定大会を開催し、毎年11月1日を「北海道教育の日」として制定宣言しました。

その後、「北海道教育の日」を道民運動として地域に定着した取組とするため、新たに道民運動推進協議会が設立されました。

■ 「北海道教育の日」と連動した取組

「北海道教育の日」の趣旨に適合する取組を協賛事業として位置付けて、毎年、10~11月を「北海道教育の日協賛月間」として、「北海道教育の日」関連行事を集中的に取り組んでいます。

〔北海道教育の日に関するHP〕

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/seisaku/kyouikunohitoha.html>



制定宣言

今日の教育には、子どもたちに、時代の大きな変化の中にあっても、自ら直面する困難に立ち向かい、乗り越えていこうとする力を育てていくことが求められています。

一方、子どもたちの学力低下への懸念、道徳心や規範意識、公共心の希薄さ、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。

もとより、教育は、人格の完成を目指すとともに、社会の形成者を育成する使命を持ち、まさに、社会の存続基盤をなすものであります。

北海道の未来を託す子どもたちが、明るく生き生きと毎日を過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高めながら成長していくことは、私たちの願いであり、その環境を整えていくことは、私たちの責務です。

すべての道民が、教育についての理解と関心を高め、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を担い、『北海道の子どもたちは、道民の手で育んでいく』という思いをもって、語り合い、行動する契機となる日として、毎年11月1日を『北海道教育の日』とすることを、本日、ここに宣言します。

平成18年11月1日 「北海道教育の日」制定推進協議会

【資料編】

■ SDGs の掲げる 17 の目標	74
■ 推進指標一覧	75
■ 北海道教育推進計画策定経過	79
■ 北海道教育推進会議委員名簿	80
■ 北海道教育推進会議条例	81

SDGs の掲げる 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標（SDGs）とは、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の 17 の目標です。

 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 精穀をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住むだけられるまちづくり</p> <p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	

推進指標一覧

区分	指標	現状値	目標値(R9)	指標の説明
施 策 の 柱 1 子ど も た ち 一 人 の 可 能 性 を 引 き 出 す 教 育 の 推 進	1 SDGs・ESDの推進(施策P29)			
	SDGsに関する体験活動を実施している小・中学校の割合	小50.1%中46.4% (P4)	100%	SDGsの視点に立った学習活動を展開し、地域や関係機関等と連携を図った体験活動を実施している札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)
	SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組んでいる高校の割合	79.0% (R4)	100%	SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組んでいると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
	学校経営方針に位置付け、SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組む特別支援学校の割合	9.0% (R3)	100%	SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組んでいると回答した道立特別支援学校の割合 (出典:特別支援教育総合推進事業成果報告)
	2 幼児教育の充実(施策P31)			
	域内の幼児教育施設の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合	87.2% (R3)	100%	域内の幼稚園、認定こども園及び保育所の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している札幌市立を除く小学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)
	外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に取り組んでいる幼児教育施設の割合	41.4% (R3)	80.0%	大学教授や幼児教育施設長等、幼児教育等の専門性を有する外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に向けた園運営の改善等に取り組んでいる幼児教育施設の割合 (出典:幼児教育実態調査)
	域内の幼児教育施設と小学校等が、幼小連携・接続の方向性を協議する機会等を設定している市町村の割合	48.3% (R3)	100%	域内の幼児教育施設と小学校等が、幼小連携・接続の方向性を協議する機会等を設定している市町村の割合 (出典:幼児教育実態調査)
	「北海道子ども読書応援団」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数	877回 (R3)	1,350回	「北海道子ども読書応援団」に登録している読書ボランティアが実施する乳幼児の親子を対象とした読み聞かせ会等の牛両実施回数 (出典:「北海道子ども読書応援団」活動調査)
	家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合	6.7% (R4)	54.0%	家庭教育サポート企業が、教育委員会や関係団体等と連携して、子育て環境づくりなど、家庭教育支援の取組を実施する市町村の割合 (出典:北海道の市町村における生涯学習推進体制の整備状況調査)
3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中学校)(施策P33)	3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中学校)(施策P33)			
	どの程度、PDCAサイクルを確立しているかとの質問に対し、「よくしている」と回答した学校の割合	小46.2%中49.0% (P4)	94.0%	「児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立しているか」という質問に対し、「よくしている」と回答した学校の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	話し合う活動を通じ、自分の考えを深めるなどができると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小80.3%中78.0% (P4)	100%	「児童との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という質問に対し、「当たる」と回答した小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	小・中学校の国語、算数・数学の平均正答率が全国以上の教科数	1教科 (R4)	4教科	小・中学校の国語、算数・数学の平均正答率の整数値での比較において、全国以上の教科数 (出典:全国学力・学習状況調査)
	授業以外に、1日当たり1時間以上勉強すると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小56.6%中63.6% (P4)	74.0%	「学校の授業時間以外に、普段(月から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」という質問に対し、「1時間以上」と回答した小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	家や図書館で、普段、1日10分以上読書をすると回答した小学6年生、中学3年生の割合	小57.1%中48.4% (P4)	73.0%	「学校の授業時間以外に、普段(月から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対し、「10分以上」と回答した小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小42.5%中40.6% (P3)	小70.0%中60.0%	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき学級数に応じた蔵書の標準冊数を達成している札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:学校図書館の現状に関する調査)
	近隣の小(中)学校と教育課程に関する共通の取組を行ったと回答した学校の割合	小21.7%中30.2% (P4)	61.0%	「前年度までに、近隣等の小(中)学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行った」という質問に対し、「よく行った」と回答した学校の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	中学校と高校との円滑な接続の観点を踏まえた教育課程を編成している高校の割合	37.8% (R4)	70.0%	必要に応じた学びの深しの視点を踏まえるなど、中学校と高校との円滑な接続の観点を踏まえた教育課程を編成していると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
	4 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(高校)(施策P35)			
4 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(高校)(施策P35)	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により指導と評価の一體化が図られている学校の割合	66.5% (R4)	100%	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいると回答した学校のうち、指導と評価の一體化が図られたと回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
	総合的な探究の時間において、対外的な成果発表の機会を設定している学校の割合	56.9% (R4)	100%	総合的な探究の時間において、生徒が多様な他者との交流を通じて考えを広めたり深めたりすることができるよう、成果発表の機会として、対外的な機会があると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
	ICTを活用して自分に合った学習ができる高校1年生の割合	75.9% (R4)	100%	ICTを活用して自分に合った学習ができると回答した高校1年生の割合 (出典:北海道高等学校学習状況等調査)
	一斉読書や書評会戦(ピリオナルトル)等の読書推進活動に取り組む学校の割合	76.7% (R3)	91.0%	一斉読書や書評会戦(ピリオナルトル)等の読書習慣確立に向けた生徒の主体的な取組の推進を行っている札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:学校図書館の現状に関する調査)
	学校司書を配置していると回答した学校の割合	4.7% (R3)	50.0%	学校図書館の環境整備を担う学校司書を配置していると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:学校図書館の現状に関する調査)
5 特別支援教育の推進(施策P37)	5 特別支援教育の推進(施策P37)			
	通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合	67.7% (R3)	100%	札幌市立を除く公立幼稚園、小学校、中学校、高校における校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した児童児童生徒のうち、個別の教育支援計画を作成している割合 (出典:特別支援教育に関する調査)
	特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合	65.0% (R3)	100%	校内研修において特別支援教育に関する研修を行った札幌市立を除く公立幼稚園、小学校、中学校、高校の割合 (出典:特別支援教育に関する調査)
	特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合	35.2% (R3)	46.0%	特別支援学校高等部第3学年生徒のうち、卒業後に就職・進学を希望する生徒の割合 (出典:卒業者進路内定・決定状況調査)

区分	指標	現状値	目標値(R9)	指標の説明
5 特別支援教育の推進(施策P37)				
施 策 の 柱 1 子 ど も た ち 一 人 の 可 能 性 を 引 き 出 す 教 育 の 推 進	これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合	16.8% (R4)	35.0%	道立特別支援学校教員のうち、基本研修受講済みの教員の割合(退職者を除く) (出典:学校における医療的ケアに関する調査)
	読書活動に關して地域と連携した取組を行っている特別支援学校的割合	31.3% (R4)	70.0%	公立図書館や地域の読み聞かせ団体等と連携した取組を行っている道立特別支援学校の割合 (出典:学校図書館の現状に関する調査)
6 STEAM教育の推進(施策P39)				
地域や実社会での問題発見や解決につなげる教科等横断的な取組をしている高校の割合	習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をよく行つたと回答した学校の割合	小37.5%中31.6% (R4)	63.0%	小学6年生、中学3年生に対する指導に対し、前年度までに、「どの程度、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしたか」の質問に対し、「よく行つた」と回答した学校の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	地域や実社会での問題発見や解決につなげる教科等横断的な取組をしている高校の割合	70.2% (R4)	100%	地域や実社会での問題発見や解決につなげる教科等横断的な取組をしていると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
	地域や大学、行政機関、民間企業等と連携・協働した探究的な学習を取り入れている高校の割合	75.4% (R4)	100%	地域や大学、行政機関、民間企業等と連携・協働した探究的な学習を取り入れていると回答した札幌市立を除く公立高校の割合 (出典:管内高等学校等の状況調査)
7 キャリア教育の充実(施策P41)				
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小79.6%中67.4% (R4)	小89.0%中79.0%	「将来の夢や目標を持っているか」という質問に対し、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」と回答した札幌市立を除く公立学校の小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	卒業までにインターンシップなどのキャリア教育に資する体験的な学習活動を経験した高校生の割合	44.6% (R3)	88.0%	在学中に、インターンシップのほか、主体的に進路を選択する力を育成するための企業見学や、地域イベントのボランティア活動などの体験的な学習活動を経験した道立高校の生徒の割合 (出典:インターンシップ実施状況等調査)
	高校卒業の時点において、進路希望を設定できていない生徒数	30人 (R3)	20人	進学や就職など、卒業後の進路希望が設定できなかった道立高校の生徒数 (出典:生徒の実態等に関する調査)
8 体力・運動能力の向上(施策P43)				
体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の北海道の小学5年生、中学2年生の値	体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の北海道の小学5年生、中学2年生の値	小男49.4 小女49.2 中男48.1 中女46.6 (R4)	50.0	体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の北海道の小学5年生、中学2年生の値 (出典:全国体力・運動能力、運動習慣等調査)
	体育授業以外で週に総運動時間が60分以上と回答した小学5年生、中学2年生の割合	小男91.5% 小女87.1% 中男89.1% 中女78.3% (R4)	100%	体育授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小学5年生、中学2年生の割合 (出典:全国体力・運動能力、運動習慣等調査)
	体力や運動能力の向上に係る具体的な数値目標を立てていると回答した小学校、中学校の割合	小86.8%中85.0% (R4)	100%	体力や運動能力の向上に係る具体的な数値目標を立てていると回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
	体育授業で授業中にICTを活用していると回答した小学校、中学校の割合	小75.8%中98.3% (R4)	100%	体育授業で授業中にICTを活用していると回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
9 健康教育・食育の充実(施策P45)				
「朝食を毎日食べている」と回答した小学6年生、中学3年生の割合	「朝食を毎日食べている」と回答した小学6年生、中学3年生の割合	小81.5%中77.4% (R4)	100%	「朝食を食べていますか」という質問に対し、「毎日食べている」と回答した小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	健康教育に係る研修会に参加した学校の割合	20.6% (R3)	毎年度 33.3%以上	養護教諭や栄養教諭が健康教育に係る研修会に参加した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:道教委調べ)
	学校保健委員会に学校外の委員が出席した学校の割合	45.0% (R3)	100%	学校保健委員会に保護者の代表など、学校外の委員が出席した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:学校保健委員会の設置状況等調査)
	学校給食における地場産物の使用率	48.2% (R3)	50.0%	学校給食において、地場産物(道産食材)を使用した割合 (出典:学校給食における地場産物の使用状況等調査)
	栄養教諭による食に関する指導の月当たり平均取組回数	小1.6回中1.2回 (R3)	12回	食育の充実に向け、栄養教諭が関わる食に関する指導の月当たり平均取組回数 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
10 道徳教育の充実(施策P47)				
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小76.8%中77.6% (R4)	小87.0%中84.0%	「自分には、よいところがあると思うか」という質問に対し、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」と回答した札幌市立を除く公立学校の小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合つたりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小82.3%中88.8% (R4)	小90.0%中94.0%	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合つたりする活動に取り組んでいるか」との質問に対し、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」と回答した札幌市立を除く公立学校の小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	道徳科の保護者や地域への授業公開を全学年で行っている学校の割合	小70.8%中77.2% (R4)	小91.0%中95.0%	道徳科の保護者や地域への授業公開を「全学年で実施した」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)
	研究授業等の実践を通じた道徳科の授業改善に関する校内研修を行っている学校の割合	小74.6%中80.6% (R4)	小98.0%中94.0%	研究授業等の実践を通じた道徳科の授業改善に関する校内研修を「実施した」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)
11 ふるさと教育の充実(施策P49)				
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えている児童生徒の割合	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えている児童生徒の割合	小49.5%中39.7% (R4)	小65.0%中55.0%	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか」という質問に対し、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」と回答した札幌市立を除く公立学校の小学6年生、中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査)
	アイヌの人たちの歴史・文化等の学習において、施設や人材・動画教材等を活用している学校の割合	小76.9%中75.3% (R4)	100%	アイヌの人たちの歴史・文化等の学習において、施設や人材・動画教材等を活用した体験的な学習を実施したと回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)

区分	指標	現状値	目標値(R9)	指標の説明	
施 策 の 柱 1	11 ふるさと教育の充実(施策P49)	小84.8%中85.9% (R4)	100%	北方領土に関する学習において、施設や人材・動画教材等を活用している学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)	
	12 グローバル人材の育成(施策P51)	道内の公立高校における留学者の割合 中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 高校卒業段階で英検準2級以上を取得又は英検準2級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 「CAN-DOリスト」の学習到達目標の達成状況を把握している中学校・高校の割合 英語の発信力に係るスピーキングテスト及びライティングテストの両方を実施している高校の学科の割合	0.01% (R3) 47.4% (R3) 44.1% (R3) 中81.2%高82.3% (R3) 58.0% (R3)	1.00% 60.0% 60.0% 100% 100%	札幌市立を除く道内の公立高校が回答した長期(3か月以上)及び短期(3か月未満)の留学・研修旅行実施生徒の割合 (出典:高等学校等における国際交流等の状況について) 中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる札幌市立を除く公立中学校の生徒の割合 (出典:英語教育実施状況調査) 高校卒業段階で英検準2級以上を取得又は英検準2級以上の英語力を有すると思われる札幌市立を除く公立高校の生徒の割合 (出典:英語教育実施状況調査) 「CAN-DOリスト」の学習到達目標の達成状況を把握していると回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:英語教育実施状況調査) 学科によって科目の履修や単位教など英語に係る教育課程が異なることから、実施状況をきめ細かく把握するうえ毎科毎に調査し、パフォーマンス評価を実施していると回答のあった学科の割合 (出典:英語教育実施状況調査)
施 策 の 柱 2	13 ICTの活用推進(施策P53)	児童生徒一人一人に配備されたICT機器を活用した授業が行われた学校の割合 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合 情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができる教員の割合	小69.9%中63.7% (R4) 91.1% (R3) 96.1% (R3)	100% 100% 100%	「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業でどの程度活用したか」という質問に対し、「ほぼ毎日」と回答した学校の割合 (出典:全国学力・学習状況調査) 上位10県の平均を100%とし、ICTを活用した指導が「できる」と「ややできる」と回答した教員の割合 (出典:学校における教育の情報化の実態等に関する調査) 上位10県の平均を100%とし、情報活用の基盤となる知識や態度について指導「できる」及び「ややできる」と回答した教員の割合 (出典:学校における教育の情報化の実態等に関する調査)
学 び の 機 会 を 保 障 し 質 を 高 める 環 境 の 確 立	14 いじめ防止の取組の充実(施策P55)	「いじめは、どんな理由があってもいけないことがある」と回答した児童生徒の割合 「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合 いじめ防止に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家を交えて研修等を複数回実行している学校の割合 望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を複数回実施している学校の割合 関係機関と連携したネットの不適切な利用の未然防止等に関する防犯教室を実施している学校の割合	小86.9%中84.0% (R4) 小95.9%中96.5% 高96.1% (R3) 小12.7%中18.3% 高12.9% (R4) 小23.6%中24.4% 高28.6% (R4) 小77.2%中90.9% 高92.7% (R3)	100% 100% 75.0% 100% 100%	「いじめは、どんな理由があってもいけないことがある」と回答した小学6年生・中学3年生の割合 (出典:全国学力・学習状況調査) 「いじめの認知件数」のうち、「解消している」と回答した児童生徒の割合 (出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) いじめ防止に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家を交えて研修等を複数回「実施した」及び「実施する予定」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査) 望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を複数回「実施した」及び「実施する予定」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査) 関係機関と連携したネットの不適切な利用の未然防止等に関する防犯教室を実施しているかの質問に「あり」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
	15 不登校児童生徒への支援の充実(施策P57)	児童・生徒会活動を通じて、人間関係や仲間づくりを促進した活動を実施している学校の割合 「児童生徒理解・支援シート」を作成し、家庭・関係機関等と連携し支援している学校の割合 学校及び教育支援センター・フリースクール等において相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合 不登校の子どもに対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学校の割合	小89.8%中91.5% 高97.7% (R3) 小80.7%中92.8% 高92.4% (R4) 小79.6%中77.7% 高93.8% (R3) 小44.0%中49.6% 高77.9% (R4)	100% 100% 100% 小・中90.0%高100%	児童・生徒会活動を通じて、人間関係や仲間づくりを促進した活動を「実施している」と回答した学校の割合 (出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) 家庭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの関係機関と連携し「支援している」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査) 不登校の状況により支援が必要と判断された児童生徒のうち、学校及び教育支援センター・フリースクール等において「支援を受けた」と回答した児童生徒の割合 (出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) 全ての不登校児童生徒への学習指導等として「ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習や教育相談」を選択した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査)
	16 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進(施策P59)	教員採用選考検査の受験倍率 個々の教員が校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している学校の割合 教員が道教委の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映している学校の割合	2.2倍 (R4) 小84.8%中83.3% (R4) 小95.0%中95.1% (R3)	3.0倍 100% 100%	北海道公立学校教員採用候補者選考検査の登録者数に対する受験者数の倍率 (出典:道教委調べ) 個々の教員が校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加を「よくしている」及び「どちらかといえば、している」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:全国学力・学習状況調査) 道教委の主催する研修の還元状況として、研修に参加し、「研修成果を自校の教育活動に反映させた」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)
	17 働き方改革の推進(施策P61)	時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教育職員の割合 時間外在校等時間が1年間360時間以内となる教育職員の割合(道立学校)	74.4% (R3) 54.0% (R3)	100% 100%	北海道教育委員会規則に定める1か月当たりの時間外在校等時間の範囲内となる教育職員の割合 (出典:道教委調べ) 北海道教育委員会規則に定める1年当たりの時間外在校等時間の範囲内となる教育職員の割合 (出典:道教委調べ)

区分	指標	現状値	目標値(R9)	指標の説明
施策の柱2	17 働き方改革の推進(施策P61)			
	市町村立学校の時間外在校等時間を公表している市町村の割合	43.5% (R4)	100%	市町村立学校の時間外在校等時間を「公表している」と回答した市町村の割合 (出典:北海道アクション・プラン取組状況調査)
施策の柱3	18 学びのセーフティネットの構築(施策P63)			
	新入学児童生徒用品費等の入学前支給制度を導入する市町村の割合	97.8% (R4)	100%	新入学時に必要な学用品等に要する費用の入学前支給制度を導入している市町村の割合 (出典:就学援助実施状況等調査)
	道内公立高校の中途退学者のうち、「学校生活・学業不適応」を理由とするものの割合	30.1% (R3)	14.0%	道内公立高校の中途退学者のうち、中途退学の理由を「学校生活・学業不適応」と回答した生徒の割合 (出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
	ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合	24.2% (R4)	100%	ヤングケアラーの支援に係る研修を受講し、実績報告を提出した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:道教委調べ)
地域でより多くの持続可能な教育の実現	19 地域と学校の連携・協働の推進(施策P65)			
	学校運営協議会を設置している学校(コミュニティ・スクール)の割合	74.0% (R4)	93.0%	学校運営協議会を設置している札幌市立を除く公立学校(コミュニティ・スクール)の割合 (出典:コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査)
	地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会に参画している学校の割合	30.6% (R4)	56.0%	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校運営協議会に参画している札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査)
	地域学校協働活動推進員等を対象とした研修の参加者数	73人 (R4)	毎年度 160人以上	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)を対象とした道教委が主催する研修への年間参加者数 (出典:道教委調べ)
	遠隔授業で実施した教科・科目について学びに対する興味・関心を高めることができたかの質問に「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合 (出典:COREハイスクール・ネットワーク構想に係るアンケート調査)	79.7% (R4)	90.0%	遠隔授業で実施した教科・科目について、学びに対する興味・関心を高めることができたかの質問に「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合 (出典:COREハイスクール・ネットワーク構想に係るアンケート調査)
	20 生涯学習・社会教育の振興(施策P67)			
	生涯学習の成果を活用している住民の割合	59.5% (R4)	80.0%	「生涯学習」を行った人のうち、「身につけた知識、技術や経験をまちづくりやボランティア、子どもたちを育むための活動などに生かしている」と回答した割合 (出典:生涯学習に関する住民の意識調査)
	社会教育主事を配置している市町村の割合	68.7% (R4)	100%	社会教育法第9条の2で必置とされている社会教育主事を配置している市町村の割合 (出典:社会教育主事の配置及び社会教育主事講習に関する調査)
	障がい者の学習機会に関する実態把握をしている市町村の割合	26.8% (R4)	64.0%	域内において住民が参加できる障がい者の生涯学習活動に関する情報を収集及び把握している市町村の割合 (出典:北海道の市町村における生涯学習推進体制の整備状況調査)
	道立青少年体験活動支援施設の利用者数	17.9万人 (R1)	毎年度 18.9万人以上	各施設を宿泊や日帰りで利用した延べ利用者数 (出典:青少年教育施設利用状況調査)
	家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合	6.7% (R4)	54.0%	家庭教育サポート企業が、教育委員会や関係団体等と連携して、子育て環境づくりなど、家庭教育支援の取組を実施する市町村の割合 (出典:北海道の市町村における生涯学習推進体制の整備状況調査)
	公立図書館の来館者数	556.6万人 (R3)	900.0万人	図書の閲覧や貸出だけでなく、イベントへの参加や地域の学びの場としての活用のため、公立図書館を訪れた全ての年間来館者数 (出典:道教委調べ)
21 安全・安心な教育環境の構築(施策P69)	防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合	小99.0%、中98.9% 高100% (R3)	100%	防犯教室及び防犯訓練の「両方を実施した」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
	児童生徒自らが積極的に学ぶ交通安全教育を行っている学校の割合	小84.9%、中53.0% 高88.8% (R3)	100%	児童生徒が主体的に安全対策について話し合う機会を設定するなど自らが積極的に学ぶ交通安全教育を「実施した」と回答した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
	地震に加え、地域の実態を踏まえた自然災害に応じた、避難(防災)訓練を実施している学校の割合	小60.0%、中51.3% 高64.8% (R3)	100%	「津波」「風水害」「噴火」「その他」の地域の実態を踏まえた自然災害に応じた、避難(防災)訓練を実施した札幌市立を除く公立学校の割合 (出典:体育・保健・安全に関する調査)
	地域と連携した「1日防災学校」を実施している市町村の割合(札幌市を除く)	84.3% (R4)	100%	地域、防災関係機関と連携した「1日防災学校」を実施している市町村の割合 (出典:道教委調べ)
	公立小・中学校の耐震化率	98.7% (R4)	100%	公立小・中学校における建物(非木造)の耐震化率 (出典:公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査)
	22 芸術文化活動の推進(施策P71)			
	学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数	147校 (R3)	217校	学校教育活動としての道立美術館・博物館を活用した学校数 (出典:道教委調べ)
	美術館・博物館のホームページの閲覧者数	212.6万件 (R3)	274.3万件	道立美術館・博物館から報告のあったホームページの年間閲覧者数 (出典:道教委調べ)
	指定文化財所在市町村で北海道文化財保護強調月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合	83.1% (R4)	97.0%	北海道文化財保護強調月間に「文化財を活用した事業」を「実施している」と回答した市町村の割合 (出典:北海道文化財保護強調月間ににおける文化財展示公開・活用事業調べ)
	「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校の割合	79.7% (R4)	100%	地域の文化財を活用した教育活動を「実施した」と回答した札幌市立を除く公立小学校、中学校の割合 (出典:教育活動等に関する調査)

北海道教育推進計画策定経過

開催日		会議等の名称等
2021年 (令和3年)	6月24日	○北海道教育委員会 ・北海道教育推進会議へ「新たな北海道教育推進計画」の諮問を決定
	7月13日	□北海道教育推進会議(第8期第6回) ・北海道教育委員会からの諮問 ・計画策定の方向性、施策体系を協議 ・社会情勢や本道教育を取り巻く環境の変化を協議
	9月10日	□北海道教育推進会議(第8期第8回) ・施策内容を協議
	12月23日	□北海道教育推進会議(第9期第1回) ・計画の全体構成、施策体系、第2章及び第4章を協議
2022年 (令和4年)	1月19日	□北海道教育推進会議(第9期第2回) ・計画の全体構成、施策体系、第2章及び第4章を協議
	2月16日	□北海道教育推進会議(第9期第3回) ・第1章から第4章を協議
	5月31日	□北海道教育推進会議(第9期第4回) ・第2章及び第4章、推進指標を協議
	7月6日	□北海道教育推進会議(第9期第5回) ・第2章及び第4章、推進指標を協議
	8月17日	□北海道教育推進会議(第9期第6回) ・第2章及び第4章、推進指標を協議
	9月12日	○北海道教育委員会 ・計画素案を道議会文教委員会に報告
	9月15日～ 10月14日	パブリックコメント(道民意見提出手続)の実施 教育関係団体への意見照会を実施
	11月24日	□北海道教育推進会議(第9期第7回) ・推進指標を協議 ・パブリックコメント等の意見を踏まえた見直しの検討
2023年 (令和5年)	1月16日	□北海道教育推進会議(第9期第8回) ・推進指標を協議 ・北海道教育委員会への答申を決定
		○北海道教育委員会 ・北海道教育推進会議から答申を受理
	1月26日	○北海道教育委員会 ・北海道教育推進会議からの答申を報告
	2月7日	○北海道教育委員会 ・計画案を道議会文教委員会に報告
	3月30日	○北海道教育委員会 ・教育委員会の会議において、計画を決定

北海道教育推進会議委員名簿

	氏名	所属・職業等	8期	9期
会長	大野栄三	北海道大学大学院教育学研究院教授	○	○
副会長	中村栄作	学校法人北海道科学大学監事	○	○
委員	水上丈実	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授	○	
	杉本任士	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻准教授		○
	五十嵐充	苫小牧市教育委員会教育長（退）	○	○
	福原功	苫小牧市教育委員会教育長（就）		○
	間嶋勉	長沼町教育委員会教育長	○	○
	吉田信興	札幌市立旭小学校長（退）	○	○
	紺野高裕	札幌市立北九条小学校長（就）		○
	三浦利章	千歳市立千歳中学校長	○	
	野崎均	登別市立緑陽中学校長		○
	萩澤教達	北海道PTA連合会顧問	○	○
	朝倉由紀子	SOC株式会社代表取締役社長	○	○
	久野信之	学校法人立命館常務理事	○	
	江川順一	学校法人立命館慶祥中学校・高等学校長		○
	倉田信子	臨床心理士	○	
	平埜理恵	臨床心理士		○
	保前明美	放課後子ども教室運営団体代表	○	○
	滝本修士	公募委員	○	
	武田美保	公募委員		○

※8期：2019(令和元)年12月1日から2021(令和3)年11月30日までの任期

※9期：2021(令和3)年12月1日から2023(令和5)年11月30日までの任期

※「(退)」は中途退任、「(就)」は中途就任

北海道教育推進会議条例

平成 28 年 3 月 31 日
条例第 20 号

(設置)

第1条 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の点検及び評価について調査審議すること。
 - (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。
2. 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

2. 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 教育に関する職務に従事する者
 - (3) 児童又は生徒の保護者
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
2. 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員は、再任されることがある。
4. 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2. 会長及び副会長は、委員が互選する。
3. 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2. 推進会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3. 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2. 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。
3. 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
4. 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1. この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 11 月 30 日までとする。

